

The Kansai University Bulletin

報學學大西關

行發日五十月六

號 十 二 百 第

年 九 和 昭

關西大學學報

第百二十號

目 次

- 身元保證法に就て(四)……………(三)
教授 西村 信雄
- 學内報……………(一五)
- 校友彙報……………(一五)
- 學生彙報……………(一八)
- スポーツ關大……………橘 生……………(二)
- 堀經夫博士著「英吉利社會經濟史を讀む」……………(二三)
教授 矢口 孝次郎
- 昭和九年度入學試驗問題……………(二五)

局 報 學 學 大 西 關

法學博士 增島六一郎先生著

四六倍判二千餘頁・極美特製本

本日法令索引總覽

卷二全

新刊記念
特價提供

定價 (卷二) 金參拾五圓
特價 三圓

一時拂 金貳拾八圓
三回拂 金參拾圓
(毎月拾圓宛)

送料 内地 七十六錢
台灣 一圓四十六錢
香港 一圓四十六錢
滿洲 一圓九十六錢

日本最新初版 國家的大出版

推薦者 (不次第)

鐵道政務次官 貴族院議員 大審院部長 大審院部長

法學博士 辯論士 法學博士 司法官 大審院博士 法學博士 故花井卓藏先生 下川喜太郎先生 堀川佩二先生 土江寧一先生 皆川治廣先生 池田方治先生 神谷健二先生 泉新熊先生

我法令索引總覽は獨り法令の用語のみに局促せず、法理の指示する所に隨ひ、直ちに法律の核心を摑むに足り、一瞥以て其の求めんと欲する所を検出し得べきを期し法令諸條の相關聯するものと、法理の相照應する所の關係に緣りて、所要法令の條章と其の規定事項とを蒐集し、適所に整然序列せり。故に本書は獨り法律家のみならず、法治國たる我が現代に於て、一般人民の日常生活に關くべからざる座右の良師となり、人事處理の指南たるべし。著者已に久しく法令に此種の索引なきを憾み、本書の編纂に従事し、年を閲すること數年遂に今日その上梓を見るに至る。

- ◆ 綜合法令を最少時間に檢出する事項大辭典
- ◆ 法律書ある所かならず本書なかるべからず
- ◆ 實物及び内容見本全國著名書店に有り
- ◆ 即刻手にされ最小の勞力で最大の好果を得られよ

◎ 内容見本御申込次第直ちに謹呈致します

大阪府南区南町一丁目 大阪替振 七九二一七

湯川弘文社發兌

東京市神田區錦町三丁目 東京替振 〇二九五三

身元保證法に就て (四)

教授 西村 信雄

目次

序説

第一節 身元保證契約の有效性

第二節 身元保證契約の法律的性質

第三節 身元保證契約の效力内容

第一款 身元保證人の損害賠償義務(以上既載)

第二款 使用者の通知義務

第四節 身元保證責任の發生及び消滅

第一款 身元保證責任の發生

第二款 身元保證責任の消滅

第一 本法施行前(此項未完——以上本號)

第三節 身元保證契約の效力内容 (承前)

第二款 使用者の通知義務

身元保證契約は、使用者にも何等かの義務を負担せしめるか。従前に於て主として問題となつたのは通知義務であり、本法も亦第三條に於て直接之に關する規定を設けた。

一 本法施行前

1 身元本人の地位職務に變動ありたる場合に使用者は之を身元保證人に通知

することを要するか。

學說では、之を肯定せるもの(註一)と、否定せるもの(註二)とがある。判例では直接此の點に觸れて居るものは極めて尠いので其の態度を推測し難いのであるが、大體に於て否定的見解を採つたやうに思はれる(註三)。

(註一) 身元本人の地位の變動が身元保證契約の效力を當然消滅せしむるものとせば、此の通知義務を認める必要がない。反之、かゝる變動に因つて身元保證人が解約権を取得するものとすれば、彼をして其の解約権を行使する機會を得せしめるために、此の義務を認める必要がある。末川博士は、「假りに一步譲つて、被用者の地位の變更は直ちに身元保證契約を無効ならしめるものではないとして」も、少くとも「身元保證人に解約権を與へるのが妥當である」とし、従つて又、此の通知義務を肯定し、而して通知義務懈怠の效果としては「少くとも身元保證人は身元保證契約上の義務の履行を拒絶し得る永續抗辯権を取得するもの」とせられる(前掲判批、民法研究第一卷一三三頁以下)。

(註二) 吉川大二郎氏前掲法曹會雜誌九卷三號六四頁。

(註三) 否定的見解を示す代表的なものとしては、大阪地昭和六・一〇・二一(前掲)を挙げ得る。

2 被用者の不正行爲に因り使用者が損害を蒙りたるに拘らず、使用者が被用者を解雇することなく依然之を使用する場合に於て、使用者は該事實を身元保證人に通知することを要するか。

かゝる場合於にて身元保證人が解約を爲し得ると爲すことは、後に見る如く、判例及び學說の多數が採擇せる見解であつた。既に解約権を與へる以上は、同時に右の通知義務を認める必要がある。蓋し右の如き事實の存在を身元保證人に於て了知せざることが少くないからである。然るに、從來の學說及び判例中、此の通知義務を肯定せるものは殆んど見當らないばかりでなく、此の點に論及せるも

のすらすら少数である（註一）（註二）。

（註一） 學說では、吉川大二郎氏（前掲法曹會雜誌九卷三號七〇頁）が此の點に論及し『稍疑問ではあるが消極に決すべきものと考へる』と説かれる（但し、同氏は、雇主が通知せるや否やは、身元保證人の賠償責任の範圍を決するに付き參酌せらるべき事由とされる。）

（註二） 判例には、寧ろ、此の通知義務を否定する如き口吻を洩すものがある。

例へば、京都地・昭和五・五・二六（前掲）參照。

3 身元保證人が死亡したる場合に、使用者は相續人に對し、被相續人が身元保證を爲したることを通知するを要するか。若し身元保證義務が相續に因つて承繼せらるるものとし且期間の定めなき身元保證は身元保證人に於て何時にても解約し得るものとするならば相續人として解約を爲すや否やの考慮を爲す機會を得せしめる意味に於て、使用者に此の通知義務を課する實益がある。然し判例學說は共に此の義務を肯認してゐない（註一）。

（註一） 大判・昭和二・七・四（前掲）及び之に對する末川博士の批評（前掲書一三七頁）參照。

之を要するに從前の判例及び學說の態度は上述（1）乃至（3）の場合を通じて通知義務を肯認せざることに傾いてゐると言へやう。是れ蓋し假りにかゝる義務を認める必要又は實益があるとしても、何等準據すべき成法の規定なく且特約もなき場合に、之を理由づけることは甚だ困難であつたからである。

二 本法の規定

（一） 本法第三條は左の場合に於て使用者に通知義務を課して居る。

1 「被用者ニ業務上不適任又ハ不誠實ナル事跡アリテ之ガ爲身元保證人ノ責任ヲ惹起スル處アルコトヲ知りタルトキ。」この場合に於ける通知義務發生の要件は――

（イ） 被用者に業務上不適任又は不誠實なる事跡ありたることを要する。茲に

所謂「事跡」とは、被用者の行爲其他被用者の一身に關する出來事（若くは變化）の凡てを總稱する。従つて、被用者の病氣の如きも茲に謂ふ「事跡」に包含される（註一）。而して「業務上不適任又ハ不誠實ナル事跡」と云ふのは、その文意必ずしも明瞭ではないが、身元本人が其の從事する業務に不適任なること、又は其の業務の性質上當然要求せらるる程度の誠實性を缺けることをは「事跡」を意味するものと思はれる。

（ロ） 右の如き事跡ありたるが爲め「身元保證人ノ責任ヲ惹起スル處アルコト」を要する。即ち、或る事跡が身元本人の不適任性又は不誠實性を徵表し、且、かくして徵表せらるる本人の性格に徵すれば、早晚身元保證人に於て契約上の具體的責任（註二）を負擔せざるべからざるに至るべきことが豫想せられることを要するのである。例へば、繁劇な職務に在る身元本人が多病であると云ふ「事跡」は其の本人の不適任性を徵表するけれども、かゝる事跡は必ずしも本條の通知義務を發生せしめない。

（ハ） 使用者が上述の如き「事跡」を知り、且、之に基き、身元保證人の具體的責任發生の危険性を感知したることを要する。

（註一） 同説、吉川大二郎氏前掲著書五三頁。

（註二） 身元保證人は身元保證契約の成立と同時に、使用者をして損害を蒙らざらしむべき抽象的基本義務を負擔する。従つて、本條に謂ふ「身元保證人の責任」は、かゝる抽象的基本義務より流出する具體的責任を意味するものと云はねばならぬ。

2 「被用者ノ任務又ハ任地ヲ變更シ之ガ爲身元保證人ノ責任ヲ加重シ又ハ其ノ監督ヲ困難ナラシムルトキ。」

被用者の任務任地に變更あるも、それがため身元保證人の責任を加重せず又其の監督を困難ならしめざる場合には、通知義務は發生しない。然らば、先づ、身元保證人の責任を加重する、とは如何なる意味か。身元保證人の具體的責任は、

契約に於て定められた一定の事故（主として身元本人の不正行爲）が生じた場合に始めて發生するのであるから身元本人の地位に變動があつたからとてそれに依つて、直ちに身元保證人の具體的責任が現實に加重されると云ふことはあり得ない。唯、身元本人の地位の變動は、身元保證人の負擔に歸すべき損害が發生する危険率を増加し、若くは、より、多額の損害が發生する危険率を増加せしめることがある。而して、身元本人の地位の變動は、通常、身元保證人に於て何等關與せざるところであり、且、全然之を了知せざる場合すらある。また身元保證人が身元保證を爲すに當つては、その當時に於ける身元本人の地位より考へて、自己が實際に賠償責任を負擔するに至るが如き場合は恐らく稀有であらうと思ひ、若くは多額の賠償責任を負ふ處はあるまいと思ひ、この豫想に基いて締約することが少なくない。従つて、使用者側の都合に依つて身元本人の地位に變動を生じ、その結果、右の危険率が増大したにも拘らず、身元保證人が絶対に其の責任からのがれ得ないとするのは、時として苛酷に過ぎることとなる。此故に本法は「身元保證人ノ責任ヲ加重」するが如き地位の變動あるときは身元保證人に於て解約を爲し得るものとし（第四條）、且、此の解約權を適時に行使する機會を得せしむるために、使用者に通知義務を課したのである。かゝる立法趣旨から考へると茲に「身元保證人ノ責任ヲ加重シ」と云ふのは、賠償責任額擴大の危険率を増大せしむる場合のみでなく、賠償責任發生の危険率を増大せしむる場合をも包含するものと解すべきである（註一）。身元本人の地位の變動が昇進なると否と・また其の昇進が通常の事例に依ると否とは素より之を問ふ必要がない。しかし、かく云へばとて、地位の變動がいさゝかでも損害の危険を増加せしめるときは、常に本條の通知義務及び次條の解約權ありと爲すべきではない。地位の變動に依つて損害の危険が増加する場合には、使用者にとつては却つてそれだけ多く身元保證の存在が必要となつて來るのである。此點を考慮に入れるならば、右の危険率の増加が著しく、大なる場合に於てのみ、本條の通知義務及び次條の解約權を成立せしむるも

のと解さねばならぬ。尙、身元保證人の責任が豫め、最初の被用者の任務任地に相當なる賠償額以下に於て限定せられてある場合」（註二）に於ては、賠償額擴大の危険は全然存しないが、地位の變動が賠償責任發生の危険率を増加することはあり得る。従つてかゝる場合に於ても、若し此の危険率の増加が著しく、大なるときは、本條の通知義務を成立せしめるものと解すべきである。

次に、本條は、身元本人の任務又は任地を變更したるがため身元本人に對する身元保證人の監督を困難ならしめた場合にも通知義務ありとし、而して次條に於ては、かゝる場合に身元保證人が解約を爲し得るものとして居る。この規定は、身元保證人が從來身元本人に對し其の勤務又は私生活につき實際に監督して居た場合若くは少くとも之を爲し得る事實上の地位に在つた場合にのみ、適用されるべきである。尤も、今日の身元保證に於ては身元保證人と身元本人との間に監督被監督の事實的關係存することは寧ろ例外に屬する（註三）。従つて、立法論としては、身元保證人が身元本人を事實上監督し得ざることをば、第五條に依り、「對酌」すれば十分であつて、特に通知義務及び解約權を認める必要はなかつたのではないかと考へられる。

（註一） 同說、吉川大二郎氏前掲著書五九頁以下。

（註二） 勝本博士（法律時報五卷八號三〇頁）は、かゝる場合には「加重なる事實は發生しないから通知義務を生じない」とせらる。卑見は吉川氏（前註所引箇處）とほぼ同旨であるが、賠償責任發生の危険率増大の程度が著しく、大なることを要すると云ふ點を特に強調しておきたい。

（註三） 朝鮮高等法院・昭和四・六・四（前掲）參照。

（二） 本條の通知義務は、使用者にとつてはかなり煩瑣な負擔である。蓋し、本條第一號及び第二號の規定文言は必ずしも明瞭ではなく、従つて、使用者としては苟も之に該當しさうな處ある凡ての場合に「通知」をして置かねばならず、（註一）、また、通知の有無に付ての立證責任は使用者に在るが故に一々の通知に

付ては確實な證據を残しておかねばならないからである。ところで、若し使用者が此の通知義務を懈怠した場合には如何なる効果を生ずるか。本法は此の點に付ては何等直接の規定を設けてゐない。本法の原案及び衆議院確定案では、此の通知義務の履行を強制するために『若し此通知ヲ怠リタルトキハ其ノ以後ニ於ケル被用者ノ行爲ニ付身元保證人ニ對スル賠償請求權ヲ失フ』旨の制裁的規定が置かれてゐたのであるが、本法では削除されて居る。従つて、通知義務の懈怠は、唯第五條の斟酌事由となりにすぎないわけである。反之、使用者が本條に従つて通知を爲すと、身元保證人は直ちに解約權を行使し得る（第四條）。それ故、場合に依つては……使用者か通知を爲さざる爲却つて有利な地位に立つやうな結果を發生せしむる處れがある（註二）と言ふのもあながち杞憂ではない。要するに、本條の通知義務が使用者にとつて煩はしい負擔であることと、本條に制裁規定が缺けて居ることとは、相俟つて、本條を死文化せしむる處があると云へやう。しかし、それにも拘らず、本法が、原案に於けるが如き一律的制裁規定を設けずして第五條の規定を以て之に代へたことは、立法技術としてより、成功的であると、私は考へる。蓋し、第五條は既に見た如く頗る彈力性に富む規定であつて、其の運用の仕方に依つては、第三條の規定をば實際的要求に適應するやう巧みに調節し得るからである。

（註一） 例へば、銀行員に於ける係替の如きも第三條第二號に該當するか否か判別に困難な場合が少くないであらう。しかし使用者としてはともかく係替の都度之を通知して置かないと、後日に至り本條の通知義務を懈怠したものとされる處れがある（銀行判例一〇卷二號八四頁「質疑鑑定」参照）。

（註二） 勝本博士前掲法律時報五卷八號三〇頁。

第四節 身元保證責任の發生及び消滅

第一款 身元保證責任の發生

身元保證人が負擔するところの、使用者をして被用者の爲めに損害を被ることなからしむべき抽象的基本責任と、個々の具體的責任とが區別されるべきことは上來屢々述べたところである。かゝる抽象的基本責任は、原則として、身元保證契約の成立と同時に發生する（註一）。其後に至り、例へば身元本人が不正行爲を爲す等、一定の事故が生起しその結果使用者が損害を蒙つた場合には、此の抽象的基本責任から具體的賠償責任が派生するのである（具體的賠償責任に變ずるのではない）。而して、この事は本法施行の前後に依つて差異を生じない（註二）。

（註一） 身元保證契約は使用者被用者關係の存在を前提とするが故に、此の關係が成立するに先立つて身元保證が締結されたとき（例へば、本人の雇入に先んじて身元保證を約した場合）は、右の抽象的基本責任も使用者被用者關係の成立した時に始めて發生する。

（註二） 従前の判例に於ても、例へば大判・昭和四・四・一三・法律評論一八卷民法九八五頁は、明瞭に個々の具體的義務と抽象的基本義務とを區別してゐる。

（註三） 學説では、吉川大二郎氏（前掲書三二頁）が、此の區別を指摘される。

第二款 身元保證責任の消滅

上述せる身元保證人の抽象的基本責任は、然らば、何時まで存続するか。

今日、實際に行はれて居る身元保證契約に於て、當事者が豫め明白に、契約の存續期間を定め、又は其他の消滅原因を約定することは、恐らく稀であらう。この事は、判例に現れた數多の事案の中に、明示的にかゝる特約を爲した事例が殆んど存しない事からも、容易に推論し得る。然らば、かゝる特約なき場合に於ては、一旦身元保證人に立つた以上、身元本人が使用者に使用されて居る限り、何時までも責任を免れ得ないのであらうか。若し然りとすれば、身元保證を爲すことは洵に恐るべき責任を負擔することを意味するものと云はねばならぬ。極端な場合には、輕卒に爲された一回の捺印のために身元保證人は永年の後に於て（註

一) 其の『全財産ヲ傾倒スルモ尙足ラス將來ノ收入ヲモ擧ケテ提供セサルヘカラサルニ至リ之カ爲ニ一家ノ生計ヲ維持スルコト能ハサル悲運ニ遭遇スルニ至ルコト』(註二)なきを保し難い。永年の間には、身元本人の地位職務、其の性格行狀、身元保證人と本人間の關係、身元保證人及び本人の資産狀態等、身元保證締約の動機を成したる諸事情に著しき變化を生ずることあるべく、また、使用者側に於ける諸事情にも大なる變化を見ることあるべく、或は又、身元保證人が死亡して相續が開始することも屢々あるであらう。而して、身元保證契約に於て責任限度額の定めあることは是亦稀であるから身元保證人の負擔すべき賠償額が幾許の巨額に上るや測り難い。(本法第五條の如き明文なかりし時代に在つて其の賠償額を適當に制限することがいかに困難であつたかは前節に於て見たところである。)しかも、身元保證人は身元保證を爲すことに因つて何等の對價的利益を享受せず、多くは單なる情實關係に基き、且往々、責任の重大性を充分に意識せずして、契約を爲すのである。かゝる身元保證人をして、契約當初とは著しく諸般の事情を異にすることあるべき永年の後にまで、かゝる重大な責任を負擔せしむることは屢々、苛酷に失するであらう。かくて、身元保證責任が何時まで存続するか、と云ふ問題は、身元保證に關する諸問題の中でもなかく重要視され、學說及び判例は以下に於て見る如く身元保證人の負擔を合理的な限度に制限するために少からざる努力を試みたのである。身元保證に關する立法の必要が特に強く意識されたのも實に此の問題に關してであつた(註三)現に、本法成立前に現れた二種の法案(即ち、第四四・四五・四六議會に於ける法案並びに第五九議會——第六四議會)に提出された本法の原案は第五九議會のそれと全く同一である——に於ける法案)は、身元保證責任の消滅に關係する規定のみで構成されてゐたのであり、本法も亦、其の大部分はこの點に關係する規定を以て充されてゐるのである。

本款で論究するのは、身元保證人の抽象的基本責任の消滅原因である。これと具體的責任の消滅原因とは必ずしも一致しない。即ち、基本責任が消滅するも既

に發生せる具體的責任は必ずしも消滅せず、また、具體的責任が履行等に因つて消滅するも基本責任は必ずしも之と同時に消滅しない。具體的責任の消滅原因に付ては通常の債務の消滅原因以外に多く論ずる必要を見ないであらう。

(註一) 判例に現れた事案にも、身元保證締約後かなり長年月を経た後に生じた損害に關するものがある。甚しきは二十年後に生じた損害に付き賠償を請求せる例さへある(法律新聞三二〇六號四頁石橋孫治郎氏論文所引、大阪地判決)。其他例へば、大判昭和二・七・四事件(前掲)に於ける損害は十年乃至十三年後、大阪地昭和六・一〇・二一事件(前掲)の損害は九年後に發生せるものである。

(註二) 前掲朝鮮高等法院・昭和四・六・四(本學報一一六號一六頁參照)。

(註三) 第四四議會に於ける法案の理由書に曰く「……元來未聞不見の人を使用するに方りて他人に保證の責任を負はしむるは當然なれとも既に之を使用して數年の久しきに渉り主人自ら充分に其性質及身元を詳悉するに至りたる後は宜しく自己の鑑識により自己の責任に於て之を使用すべく當初採用の際に於ける保證者をして尙ほ依然として絶大無限の責任を負擔せしむるは甚た無益、慘忍、且つ不合理と曰はざるべからず、世上、丁稚奉公の際差入れしめたる保證書に依り丁稚老ひて白髮の支配人となりたる後、其勤務上の過失に付身元引受人の子孫に辨償を請求せる如き極端なる實例も多々之れあり此の如き公正を失する法律現象は又須らく法律の威力に依りて之を矯正して社會の必要と正義との調和を圖らざるべからず、是れ本案を提出する所以なり」と。(法律時報三卷五號資料欄參照)

第一 本法施行前

一 存續期間の定めなき場合

身元保證はこれを常態とする。かゝる場合に於て身元保證人の責任が苛重に失

することを修正するために、従前の學說が案出した理論は二種に大別し得る。その一は、身元保證人に任意解約権ありと爲す考へ方であり、他は、或る期間の経過に因つて身元保證責任が當然消滅すると云ふ考へ方である。今、便宜上、前者を「任意解約権説」、後者を「當然消滅説」と名付ける。判例は、前の見解を採る。

(一) 任意解約権説

この見解は、之を詳言すれば、身元保證契約に存続期間の定めなきときは單に之を理由として——換言すれば、身元本人の地位、行狀、其他の諸事情に變化を生じたるや否やを問はず——身元保證人が一方的に解約の申入を爲し得るとするものである。この見解を最初に採擇せる判例は、大判(刑)・大正四・一〇・二八(刑錄一六六七頁)である。この判例は爾後に於ける判例(註)この態度を決定せる基本的判例と言ひ得る。曰く、

「……身元保證人ノ債務ニ付キ明示タルト默示タルトヲ問ハス全然期間ノ定メナキトキハ其身元保證契約ハ素トヨリ身元保證人ヲシテ無期限ニ保證ノ債務ヲ負ハシムルモノニアラスシテ單純ニ終了時期ノ定メナキモノタルニ過キササルヲ以テ此場合ハ身元保證人ノ一方ノ意思表示ニ依リ將來ニ向テ解約ヲ申入ルヲ得ヘク且各場合ノ事情ニ從ヒ解約ノ申入後相當ノ期間ヲ經過シタル時期ヲ以テ解約ノ效力ヲ生スルモノト爲スヲ以テ身元保證契約ヲ締結スル當事者ノ意思ニ適合スルモノト云ハサルヘカラス蓋シ解約申入ノ後相當期間ノ經過ヲ俟テ解約ノ效力ヲ生セシムルハ使用者ヲシテ不慮ノ損失ヲ免カレシムル所以ニシテ當初身元保證契約締結ノ趣旨モ亦之ニ外ナラサレハナリ……」(註二)

學說に於ても、この見解は早くより現れ且多數の學者に依つて支持されてゐる(註三)(註四)。

(註一) 爾後の判例中この點に關する異見を示すものは見當らない。同一の見解を明示せるものとしては、東京控・昭和八・四・一二(前掲)・東京地・昭

和五・七・二一(前掲)・朝鮮高等法院・昭和二・五・六(民商法判例集昭和五年追録版一二七一頁)・同聯合部・昭和四・六・四(前掲、本學報一六六號一六頁參看)・臺灣高等法院上告部・昭和六・一二・一二(法律評論二一卷民法七〇頁)等を挙げ得る。

(註二) 本件では身元保證人が使用者たる銀行に對し將來身元本人の行爲に付き責任を負ひ難き旨申出でた後一年三ヶ月除を経てから損害が発生したのである。

(註三) 市村富久博士「身元保證人の責任解除に就て」法律新聞一〇六一・一〇六二號(大正五年一月)、同氏「身元保證人の責任解除に就て川上辯護士に答ふ」法律新聞一〇七五號、を始めとし、磯谷幸次郎氏「身元保證の性質を論ず」法學新報二七卷八號五一頁、同氏債權法論(總論)四八七頁、末弘博士債權各論六七〇頁、鳩山博士債權法各論五三六頁、齋藤博士前掲法曹公論三二卷三號二八頁、吉川大二郎氏前掲法曹會雜誌九卷三號六六頁、勝本博士前掲法律時報三卷五號二九頁、等此の説を採る。是等の學說の先驅を成すものは、上掲大判(刑)大正四・一〇・二八事件に於ける岸博士らの「上告趣意書」ではあるまいか。

(註四) 川上清氏は、市村氏の所説(前註所引)を駁し、「責任緩和の策として身元保證人に隨時解除の權を與へむとするは餘りに身元保證人保護に偏するの嫌なきか」と爲し解約權を認むることに反對される(法律新聞一〇六八號二頁)。

この解約權に關しては次の諸點が問題となる。

1 解約權の法律的根據如何。前掲判例は意思解釋を論據とするのであるが、學說の多數は寧ろ身元保證契約が繼續的債務關係を成立せしむる契約なる點に着目し、繼續的債務契約に付き解約權を認めて居る民法の諸規定(五九一・六一七・六二七・六七八)を類推して理由づけむとする(註)。

(註) 末弘・鳩山・磯谷・齋藤・吉川等の諸學者の見解(各前掲箇處)皆然り。但し、鳩山博士は「契約當事者ノ普通ノ意思」にも論據を置かれる。右の外市村博士前掲論文(殊に、法律新聞一〇六二號二頁)は、民法が通常の保證人に對してすら或る場合には責任の免脱を得せしめて居ること(特に、第四五五條)を以て法典上の根據とせらる。

2 解約權を行使し得る時期如何。繼續的債權契約の任意解約權に關する民法の規定に依れば、各當事者は「何時ニテモ」解約の申入を爲し得ることとされてゐる(六一七・六二七・六七八)。身元保證の場合にもこれを類推して何時にても解約の申入を爲し得るものとする見解(註一)と、契約締結後相當の期間經過せる後にあらざれば之を爲し得ないとする見解(註二)が對立する。しかし、いづれにしても、解約の効力は解約申入後相當の期間を経て發生すると爲す以上は、結果に於て著しき差異を生じない。

(註一) 朝鮮高等法院・昭和四・六・四(前掲)末弘博士・磯谷幸次郎氏(各前掲箇處)。

(註二) 東京控・昭和八・四・一二(前掲)勝本博士は、此の相當期間の意味を「身元本人の性能を認定するに必要な相當期間」とせられる。

3 解約の効力の發生時期如何。此の場合の解約は、解約の申入あるも直ちには効力生ぜず、其後相當の期間經過せる後に其の効力を生ずると爲すこと、學說及び判例に殆んど異論を見ざりしところである(註)。

(註) 臺灣高等法院上告部・昭和六・一一・一一(前掲)は、斯く解すべき理由を詳述してゐる。曰く、「蓋シ使用者ハ身元保證人ナキニ至リタル使用人ヲ解雇スヘキヤ否ニ付相當ノ考慮ヲ要スヘク之ヲ解雇スル場合ニ於テモ殘務ノ整理又ハ後任者ノ採用等ニ付相當ノ日子ヲ要スヘキヲ以テ身元保證人ノ保證契約解除力其ノ一方的意思表示ノミニ因リテ直ニ其ノ効力ヲ生スルモノト爲ストキハ使用者ニ不測ノ損害ヲ蒙ラシムル虞アリ是其ノ損害ヲ擔保ヲ目的ト

スル身元保證契約ノ趣旨ニ背反スルヲ以テナリ」(本件ノ原判決は、身元保證人が大正十一年十月廿九日に解約の申入を爲したる事及び身元本人が金錢を横領費消せるは同年十一月廿日から翌年三月一日迄の間なることを認定した上、解約の申入は直に其の効力を生ずるものとし身元保證人に賠償の責なしと判示したのである。)

4 既に損害が發生したる後は解約を爲し得ざるか。二三の學者は、かゝる場合にはもはや解約を爲し得ざること素より當然なるかの如く説かれるけれども、(註一)何故であるか了解し難い。かゝる主張は、恐らくは、身元保證人の負擔する基本責任と・それより派生する具體的賠償責任とを區別せざるに由るものではなからうか。解約權の行使は單に將來に向つて、契約の効力を——従つて身元保證人の基本責任を——消滅せしむるに過ぎず、既に成立せる具體的賠償責任は解約に依つて何等影響を受けない(註二)。従つて、苟も期間の定めなき身元保證に付き解約權を認むる以上は、損害が既に發生したると否とを問はざるものと解すべきである。

(註一) 鳩山博士・勝本博士・市村博士・各前掲箇處參照。

(註二) この理論は、本法施行後の今日に於ても尙實益を失はない。蓋し、存續期間の定めなき身元保證の任意解約權に付ては本法第一條の出現に依つて論議の餘地がなくなつたけれども、尙且此の理論は、本法第四條に依る解約權の成立要件に關しても、また、身元保證以外の保證契約の任意解約權のそれにも適用されねばならないからである。

5 身元保證人の負擔すべき賠償責任に付き限度額又は豫定賠償額の定めある場合は如何。殊に、身元保證締約當時に於ける諸般の事情に照し相當と認めらるゝ限度額又は豫定賠償額が定められて居る場合——かくの如きは實際上は例外に屬するけれども——に於ても、任意解約權を認むべきや否や。従前の學說が此の點に關し特に言を費してゐる例は比較的少いやうであるが責任額の限度に關する

特約なき場合に付てのみ此の任意約権を認めむとするのではなからうか。(註一) 判例の態度は、例へば、身元保証ノ如ク其責任ノ範圍如何ニ擴大スルヤ始メヨリ不明ナルモノニアリテハ責任ヲ負フ可キ期間ヲ限ルコト或ハ必要ナルベキモ一定ノ金額ヲ定メ此範圍内ニテ保証責任ヲ負擔スル場合に於テハ法律上若クハ合意上特ニ期間ノ定メナキ以上主タル債務ノ存在スル限り保証責任モ亦繼續ス可キハ保證ノ性質上殆ント當然自明ノ事ニ屬ス(註二)と述べて居るに徴しても、明かであること云へやう。而して、かゝる見解は、たゞ此の任意約権の理論が繼續的債權契約に關する民法の諸法則より生ずる論理的必然ではなくして、寧ろ、身元保証人の責任をして背重に失することなからしめむとする政策的考慮から生れたことを示すものと云はねばならぬ(註三)。

(註一) 例へば市村博士は此の見解を明示されて居る(運掲箇處、特に法律新開一〇六一號六頁)。

(註二) 大判・昭和七・六・一・法律新聞三四七號八頁。事案は、A會社が現在及將來に於てB銀行に對して負擔する手形金債務に付きC外七名が金三萬圓を限度とし、連帶責任を以て保證を爲したと云ふ事實に關する)。

尙、東京地・昭和五・七・二一(前掲)參照。

(註三) 立法論としては、身元保証責任に相當の限度額の定めある場合に於ても尙其の存續期間を限定する必要ありや否やが、當然考慮されるべきである。現に、本法の原案では第一條に於て『……期限及金額ヲ定メ、シテ……損害ヲ賠償スルコトヲ約スル身元引受契約ハ其成立ノ日ヨリ二年間効力ヲ有ス』と定め、更に第二條に於て『不相應ナル長キ期間又ハ契約ノ際ニ於ケル各當事者ノ資力及被用者ノ位置ニ相當セサル巨大ノ金額ハ之ヲ期限及金額ハ定メ、ナキモノト看做ス』と定め、かくて相當の金額が定められて居る場合は法定期間の制限を受けざることをしてゐたのである。

6 任意約権説は、身元保証責任の存續期間を適當に制限するために案出せられたこと上述の如くであるが、果して此の目的に副ふや否や甚だ疑問である。

蓋し、第一に、身元保証人が特別の事情もないのに解約の申入を爲すことは——これに依つて使用者對身元本人間の平穩な關係を擾す處があるから——事實上困難であるばかりでなく、第二に、或は自己が賠償責任を負擔するに至るが如き場合は多分發生すまいと考へ、或は又永年の後には身元保証を爲したことを失念して、折角與へられた解約權を行使する機會を逸することが少くないからである(註)。

従つて、この任意約権説は、其の法律的根據が薄弱であると云ふ點よりも、寧ろ、實際的價値に乏しいと云ふ點に於て、大きな缺陷を藏してゐたと云はねばならぬ。

(註) 第四四議會提出の法案に於ては『身元保証契約ハ其成立ノ日ヨリ二年ヲ經過シタルトキハ身元保証人ニ於テ之ヲ解除スルコトヲ得』と規定されてゐたが、本法原案及び本法に於ては有効期間を法定する方針を採つた。後者の方針がより、適切なることを俟たぬ。

尙、茲に附言すべきは、上述せる任意約権の理論が、現在の判例に於て、身元保証以外の保證契約に付ても當然の法理として適用されつゝあることである。即ち例へば、手形割引契約(註一)、貸借(註二)、火災保險の代理店契約(註三)、又は其他一定の繼續的取引(註四)、等に因り將來發生すべき主債務を保證したる場合に於て、保證の期間も其限度額も定めざりしときは、保證人に於て任意約権を爲し得るものとしてゐるのである。判例がかゝる場合に解約權を認めるのは、身元保証に於けると同じく、是等の保證人の責任をば酷に失することなからしめむとする政策的考慮に基づくものに外ならぬ。而して此の理論は、今日既に判例法としてほぼ確立してゐるものと見るを得べく(註五)、今後に於ても、身元保証法の適用なき保證契約に關しては——是等の場合には解約權の行使は身元保証に於けるほど困難ではないから——此の判例法は少からざる實際的意義を有するであらう。

(註一) 大判・大正二四・一〇・二八(前掲—本學報一一六號一九註參照)、同

昭和七・一二・一七・民集一一卷三三四頁、參照。

(註二) 朝鮮高等法院・大正一五・三・二三・法律評論一五卷商法三七三頁參照

(註三) 東京地・昭和五・七・二一・法律評論一九卷民法一〇五七頁參照。

(註四) 朝鮮高等法院・昭和四・七・九(民商法判例集昭和五年追録版一二七

二頁)參照。

(註五) 大判・昭和九・二・二七・民集一一卷二二五頁は、この點に關し注目すべき判決である。此の判決は、通俗に謂ふ「保證」には二つの場合あることを指摘して、その一を民法に所謂保證債務、他を「請合義務」と爲し、前者に付ては一定の要件の下に任意解約權を認めつゝ、後者に付ては寧ろ之を否認せむとするもの如くである。此の判決が從來形成され來つた叙上の判例法理を變更せるものと見るべきか若くは一層之を精緻ならしめたものと見るべきかは、遽かに斷定し難いところである。記して後考に俟つこととする。

(二) 當然消滅説

任意解約權説が、身元保證に關する限り、實際的價値に乏しきこと上述の通りである。當然消滅説は、使用者に於て被使用者に對する信任の如何を決すべき相當の期間を経過した後に於ては身元保證關係は當然に消滅すべきもの(註一)と爲すのであるから、叙上の缺陷は補はれるわけである。さりながら、かゝる結論への法律的根據を説明することは至難の業ではあるまいか。この説を採る論者は『元來身元保證なるものは使用者をして被俯者の人格・技術を信頼させる爲に存するものである』と云ふことから出發して、『ある年限が経過して使用者と被使用者との間が相當に緊密になつて來たらずも早その機能を果たしたものと云はなくてはならない』とする(註二)。身元保證が既に其の機能を果たした以上は、契約の効力はこれに依つて當然消滅するものと爲すことが最もよく當事者の意思に適合するであらう。かやうに詮じつめると、この説は、結局、意思解釋を論據とするものやうに思はれる。

しかし、現代の身元保證の目的乃至機能は果して右の如き點に存するであらうか。この事は今我々の當面して居る問題だけではなく汎く身元保證に關する問題一般に對し屢々決定的な意義を有するのであり、従つて充分吟味されるに値する。身元保證制度は言ふまでもなく主として使用者の利益の爲めに存じ、身元保證人は使用者に對し一定の利益を供すべき地位に立つ。従つて、現代の身元保證制度の機能を理解するためには、現代の使用者が、通常、この制度から如何なる利益を期待してゐるかを省察せねばならぬ。かの前代の人請制度に在つては、奉公人の出所素性・其の宗門・其他奉公人の一身に關する諸事項に關し、主人の要求する完全性を請合ふことを以て要素の一とした(本學報一一八號三三三頁參照。是れ蓋し、當時に於ける社會的乃至政治的事情がこれを必要としたからである。學者或は現代の身元保證に關しても、被使用者が其の健康・性行・技能・思想等々に於て當該業務の遂行上必要なる程度の完全性を具へてゐることを請合ふことを以て要素とすると説く(註三)。私と雖も今日の身元保證がかゝる「人物保證」の一面を具へてゐることを否むものではない。しかし、身元保證人をして身元本人の性能一般を請合はしめる必要は既に著しく減少してゐるのではあるまいか。本人の行狀・技能・健康・境遇等の外形的諸事項は、使用者に於て必要に應じ調査するを通常とし、また、現代に於ける公的私的設備の完備は或る程度まで此の調査を容易ならしめて居るのであつて、使用者にとつては是等の事項に關する「請合」はさまで必要ではない。使用者が或る人間を雇入れるに當つて最も危懼するところ、其者のために——特に其の不正行爲に因つて——自己が損害を蒙ることあるべき點であり、その故にこそ身元保證人を立てしめるのである。即ち、使用者が通常身元保證制度に對して期待する利益は、かゝる損害の填補を得ることである。従つて、縱令身元保證が何事かを「請合」ふ契約なりとするも、その「請合」の對象は、身元本人の性能一般における或る程度の完全性に非ずして、寧ろ、使用

者に損害を——必ずしも、一切の、ではない——百糝せしめざることである(註四)。之を要するに身元保証制度の機能の主要なる部分、は損害填補であり、その限りに於て、信用保険制度及び「身元保証金」制度のそれと何等異るところを見ない。かく見來るときは、使用者が既に永年當該被用者を使用し、被用者の性能一般を熟知せる後に於ても、使用者が身元保証制度に對して期待する機能は決して果されたものとは云へない。蓋し、「如何ニ方正誠實ノ人ト雖」も永年の間例へば會計事務に従事するときは、「其ノ間邪心ノ萌スナキヲ保スヘカラサル」のみならず、永年の後には本人の地位の昇進に伴ひ損害發生の危險愈々増加しそれだけ使用者にとつては身元保証の存在が益々必要となつて來るからである。

「當然消滅説」が「解約權説」の實際的缺陷を修正せむとした意圖は不當ではない。けれども、上述の如き出發點から發足する限り、その法律的根據づけは遂に失敗であつたと云はねばならぬ。かくして、身元保証に存続期間の定めなき場合に於て責任の存續に適當なる限界を設けることは、結局成法の出現に俟つ外はなかつたのである。

(註一) 牧野博士「法律に於ける具體的妥當性」五四頁。尙、此の説に屬するものとしては、戒能氏前掲法律時報三卷五號七頁、吉岡秀四郎氏「身元保証の消滅時期」正義五卷七號二頁、等をあげ得る。

(註二) 戒能氏前註所引箇處。牧野博士もほゞ同じやうな見解から出發される(前掲書五二頁)。勝本博士は解約權ありとせらるる點に於て結論こそ違へ、解約を爲し得る時期は「身元本人の性能を認定するに必要な相當期間經過後」とされるのであるから是亦同一の出發點から發足するものと言へやう。

(註三) 末川博士前掲判批・民法研究一卷一二七頁及び一三一頁、吉川大二郎氏前掲判批・法と經濟創刊號二四九頁、參照。

(註四) 若し、身元保証制度の目的が、使用者が未知の人間を雇入れるに當り其の本人を知る者をして本人の性能一般を請合はしめる點に存するものとす

るならば、既に相當の期間雇はれて居る者の爲めに身元保証を爲すこと——大判・昭和四・三・二三(前掲)、廣島地吳支部昭和六年(ワ)第四九號(前掲)、參照——は、無意味に近くなりはしまいか、殊に、身元保証人が身元本人を熟知せざるは勿論「面識スラナカリシ」場合——大阪控・昭和六・七・二九(前掲)參照——の如きは一層無意味となるであらう。

二、事情に變更を生じたる場合

契約締結後に於て、身元本人、身元保証人及び使用者に關する事情、若くは其の相互間の關係に、變化を生じたときは、身元保証責任の存續に如何なる影響を及ぼすか。以下、從來問題とせられたものの中、主要な場合を擧げる。

(一) 身元本人の地位職務に變動を生じた場合。

かゝる變動が身元保証責任の存續に如何なる影響を及ぼすかと云ふ問題は、嚴密な意味に於ける——即ち、被用者の爲の——身元保証に特有な問題と云ふも過言であるまい。この點に於ても我々は、かゝる狹義の身元保証をば是と似て非なる保證契約(註二)から區別して考察すべき實益を見出す。而して身元保証に關する「事情の變化」の中、最も頻繁に生ずるのは身元本人の地位職務の變動であり、從つて此の問題は就中重要な實際的意義を有つと云ひ得る。

從來の判例は概ねこの問題を意思解釋の問題として取扱ふ(註三)。凡そこの點に關する當事者の意思は三つの場合を想像し得る。(イ)身元保証が一定の地位に在る間に限り責任を負ふ趣旨なる場合、(ロ)身元本人の地位が如何に變更するも必ず責任を負ふ趣旨なる場合、(ハ)身元本人の地位に著しき變動を生じたるときは責任を負はざる趣旨なる場合、是である。この點に關する特別の定めがあつて契約の趣旨が明瞭なる場合(註三)は無論問題ではなからう。然らざる場合には契約の趣旨孰れに在るものと解すべきかが問題となる。この問題に對する判例の態度は大體に於て右の三つの中の(ハ)を以て原則と解し、他の二つの場合を以て例外と爲すものゝやうに見える(註四)。即ち、或は「……被用者ノ地位ニ變更ヲ

生スルモ其變更ニシテ、通常ノ事例順序ニ依リシ場合ノ如キハ別段ノ意思表示ナキ限り契約ノ効力ニ消長ヲ來ササルモノト解スルヲ以テ最モ良ク契約當事者ノ意思ニ適合スルモノト認ムヘキであるとし(註五)、或は「凡ソノ商店又ハ會社ニ雇入レラルルニ際シ所謂身元保證ヲ爲ス者ノ意思カ本人ノ地位ノ被雇當時ト同一ナル間ニ限り保證ノ責ニ任シ其身進シテ地位ニ變動ヲ生シタル後ハ其責ニ任セスト謂フニアルコトハ寧ろ異例ニ屬スルヲ以テ其保證責任ハ別段ノ意思表示ナク又特ニ豫測セサル異常ノ變動ニ非ル限り通常ノ身進ニヨル地位ノ變動ニ因リテハ何等ノ消長ヲ來ササルモノト解スルヲ相當トス」(註六)と爲すが如き其の例證である(註七)。また従つて判例は、身元本人が一定の地位職務に在る間に限り責任を負ふ趣旨なることは身元保證人に於て立證すべきものと爲す(註八)。然らば判例の謂ふ「異常ナル變動」とは如何なる場合を指すのであるか。この問題は事極めて微妙であり且具體的事情に即してのみ決し得べきところであるが、判例の爲せる具體的適用の跡を仔細に觀察すると、判例は、餘程特別の事情のない限りは、「異常ナル變動」ありたることを認めまいとする。(註九)。従つて事實上、從來に於ける判例の態度は、身元本人の地位に變動あるも身元保證責任の存続に影響なしとする方針に傾いてゐたと云はねばならぬ。

(註一) 本學報一八號二二頁參照。

(註二) 例へば大判・昭和七・三・一(法律新聞三三八七號一一頁)は「普通雇傭契約ニ隨件シテ取結ハルル所謂身元保證契約ナルモノノ内容又ハ効力ハ常ニ必スシモ一途ニ出ツルモノニ非ス或ハ勞務者ノ地位ノ變動ノ有無如何ニ拘ラス雇傭關係ノ存続スル限り勞務者ノ使用者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スルノ趣意ナルコトアリ或ハ又結約當時ニ於ケル勞務者ノ地位ヲ重要視シ後日之ニ著シキ變動ヲ來シタルトキハ更ニ契約者ノ承認ヲ得サル限り身元保證契約ハ

當然ニ其ノ効力ヲ喪フモノトナスコト亦之ナキニアラス要スルニ此等ハ契約當事者ノ意思ニ依ルモノ」と爲す。

(註三) 東京控・昭和八・四・一二(法律評論二二卷民法七五八頁)は、契約證書に印刷されてあつた「身元本人が使用者に雇はれ中使用者に加へたる損害は假令其の間身元本人の待遇任地職務に如何なる變更あるも身元保證人に於て本人と連帶して損害全部の賠償を爲すべき」旨の文言を證據として、該契約が右の如き文言通りの趣旨なることを認定してゐる。

(註四) 尤も極めて古い一判決には、寧ろ上述の(イ)の場合を以て原則と爲すやうに見えるものがある。東京地・明治三七・五・二八(法律新聞二一五號二一頁)是である。曰く、「凡ソ身元保證ハ民法上ノ保證ノ一タルヤ論ナシト雖モ其ノ効力ニ在リテハ主タル債務者ノ身分如何ニ關セス單純ナル主タル債務ヲ保證スル普通ノ場合ト之ヲ異ニスルコトアリ蓋シ雇傭契約ニ於テ被用者ノ身元保證ヲ爲スニ當リテ如何ナル職務ノ爲メ使用セラルルヤハ當初ニ決セラレヘキコトナルカ故ニ其地位ノ難易輕重ト被用者ノ信用程度トノ相關問題ニ因リ身元保證ヲ爲スヘキヤ否ヤノ決意ノ分ルルコト少シトセス故ニ身元保證ヲ爲サントスルニ當リ被用者ノ執ルヘキ職務カ特定セラレ而シテ其職務カ將來ニ於テ著シキ金錢上ノ負擔ヲ生スル原由タルコトナカルヘシトシテ其身上及辨償等ニ付キ保證契約ヲ爲シタル場合ニハ(中略)被用者カ保證當時ト全ク別異ノ職務ヲ執行シ而シテ其職務ニ在ルニ非スンハ爲スコトヲ得サル行爲ニ因リテ生シタル損害ニ付テハ之カ賠償ヲ爲スヘキ責任ヲ有セサルモノト謂ハサルヘカラス何トナレハ前記ノ如キ保證契約ヲ締結スルニ際シテハ當事者ハ斯ル場合ニ生スル損害ニ付テモ之カ賠償ノ責任ヲ負擔スヘキ意思ヲ有セサルモノト認メ得ヘケレハナリ」(事案は、當初「記帳方」たりし身元本人が「會計主任」と爲つた後に金錢を消費した事實に係る)。

(註五) 大判・昭和四・四・一四(法律評論一八卷民法九八四頁)。

(註六) 東京地・大正一四・一・二・四(法律評論一六卷民法八五九頁)(前註

所引大判の第一審判決。

(註七) 大阪地・昭和六・一〇・二一(法律新聞三三三七號七頁)、朝鮮高等法院・大正一五・四・一六(法律評論一五卷民法六六九頁)等も亦ほ同旨である。

(註八) 大判・昭和六・六・二六(法律新聞三三一六號一七頁)参照。

(註九) 左に列挙する如き地位の變動は身元保證人の責任を著しく加重するものと云ふべく、従つて少くとも身元保證人の側から觀察すれば重要な變動と目し得るのであるが、判例は是を『異常ナル變動』と爲さず従つて責任の消滅を認めてゐない。

(1) 『當初月給十六圓ニテ貨物係タリシカ勤續二年餘ノ後同係ヨリ集金係ニ轉シ月給五十五圓ニ増加セラレタル』場合(前掲・大判昭和四・四・一三、及び東京地・大正一四・一二・四)。

(2) 『當初ハ月給九十圓ヲ支給セラレ單ニ會計係員トシテ帳簿ノ整理ニノミ與リ居リタル』身元本人が『會計課長若クハ會計係長ナル職名ノ下ニ……………有價證券ノ保管現金出納等ノ事務ヲ執掌シ……………一ヶ月金百三十圓ヲ支給セラルルニ至レル』場合(前掲大阪地・昭和六・一〇・二一)。

(3) 金融組合の臨時雇たりし者が書記見習となり次で書記に昇進せる場合(前掲朝鮮高等法院・大正一五・四・一六)。

(4) 某銀行の『立賣堀支店ノ爲替係ニ勤務シ居リタル』身元本人が勤續四年の後『新町支店信濃橋出張所主任トナリ』たる場合(大阪地・昭和三年(ワ)第一三七九號・法律新聞三三一五號一〇頁)——但し、此の事案は、後に第二審及び上告審に於て、『重大ナル地位ノ變動アリシモノト認』められた(前掲、大阪地・昭和六・七・二八、大判・昭和七・三・一)。

この問題に對する學說の態度は、上述せる判例の取れる「理論」と大差を見ない。即ち、多數説は、身元本人の地位に『重要ナル變動』若くは『引受當時身元

引受人に於て豫測し得ざるが如き異常なる變動』あるときは身元保證契約は當然其の效力を失ふものとし(註二)、或は、假りに然らずとしても少くとも身元保證人に解約權を與ふべきものとするのである(註二)。但し、地位の變動ありたる場合に於ても身元保證人は少くとも當初負擔せし責任範圍に於ては尙賠償義務を負ふものと解する見解も存する(註三)。

(註一) 末弘博士前掲書六六九頁、吉川氏前掲法曹會雜誌九卷三號六〇頁、鳩

山博士前掲書五三五頁、磯谷氏前掲書四八三頁、齋藤博士前掲法曹公論三二

卷三號三二頁、等。

(註二) 末川博士前掲書一三四——一三八頁。

(註三) 勝本博士前掲法律時報三卷五號二八頁。

——未完——

× × ×

× × ×

學 內 報

辭 令

講師 西村 勝太郎
 講師 中川 庸太郎
 講師 赤羽 豊治郎
 講師 森川 太郎

六月一日附任本學助教専門部勤務ヲ命ス(各通)

住 所 移 動

水谷 揆一氏(協議員) 兵庫縣武庫郡寶塚月地六二
 (電話寶塚三五四)
 井上 隆證氏(講師) 京都市左京區田中大堰町二七
 榎原善久郎方
 村上 峻氏(教練教官) 三島郡千里村山之谷一三三三
 岸田幸三郎方
 赤羽豊治郎氏(講師) 豊能郡豊津村垂水、千里山ア
 パー卜内
 木村 禎橋氏(講師) 兵庫縣武庫郡本山村北畑字ス
 ダレ二一六(電話御影二八七二)
 森川 太郎氏(講師) 尼崎市神田中通六丁目二二七
 今泉 浩氏(舊講師) 東京市麴町區下六番町五〇

校 友

福岡支部春季例会

春季例会を昭和九年五月十二日午後六時門司市丸金料亭に於て開く、遠近より會員續々來集し、定刻支部

長池田重吉氏の諸般の會務報告を兼ね一場の挨拶ありて直に宴



(右) 交明俱樂部春季總會
 (下) 大四舍懇親會

に移る。門司の美妓は酒間を斡旋し飲む酌むわ道々醉の廻るに連れ隠藝も出て時の移るを知らず焼手時代の心地にて和氣霏々裡に一同歌を盡して散會したるは全夜十時過なりき。夫れより小倉までの遠征は傍聽禁止したるを以て知る能はず。

福岡支部會員氏名左の如し(順序不同)

池田 重吉	赤尾喜久翁	今井 清	渡邊 信男
河野 進	馬場 圓吉	森下 政治	岡田 勝治
二股初之助	濱崎 多松	内海 敏亮	毛利 正康
佐治 謙讓	緒方 三郎	豊田 一枝	熊野 猛
阿部 紀明	阿部 武夫	森耕 三郎	宮内 吉美
吉本 茂樹	渡邊 善任	山本講喜男	
星野 俊一	藤井 慶一	嵯 隆一	
小川 龍丸	榎園 角郎	高山 朋一	
中井 勝	山邊 直儀	八田 薫	
諏訪隆之助	西村 峻吉	栗森 保	
納所 孝	伊崎 義雄	大塚 魯一	
小谷 常英	大場 猛男	青木 由郎	
芝田 政治	片岡 武彦	烏岡 義造	
喜多 憲輔	吉岡 直之	山上 千城	
守田 排助	増澤 勝	井上以智爲	
住吉谷三男	椿 了	有吉喜太郎	
和氣 幹雄	高原 尙福	格原 丈夫	
尾崎 淳一	川上 敏逸	辻井 安英	
不破美太郎	古賀 肇	平井 清	

交明俱樂部

春季總會

有志校友の社交團體たる交明俱樂部にては去る五月二十六日(土)午後五時より堂ビルホテルに於て春季懇親會を開催した。

何分俱樂部の前身が大正十一年度の卒業同窓會である丈けに同年度出身の顔ぶれが賑やかである、談笑の間に晚餐を共にして後、談話室に總會を開催した。先づ西本寛一君開會の挨拶を述べ、山本彌一郎君會計の報告をなし、光頭第一の故を以て島村保穂君を座長に推して協議に移り、幹事の改選、自己紹介、機關紙發行名士の講演等々の問題につきあざやかなる議事の進行振りを示す。

機關紙は會員相互の連絡機關として是非必要なるを痛感するも何分多大の經費を要する事として俄に實現は不可能なれば、關西大學學報を今少しく大衆化して時々一般校友に配布し以て母校と校友との關係を緊密にせられん事、且又母校は方に創立五十周年を迎へ學運隆々たるものあり校友團體と母校との關係一層緊密を要する感あり、今少しく積極的に聯繫されん事を望むとの建議を母校に提出する事を決議した。

時まさに午後十時の時限となりたるを以て名残を惜みつゝ盛會裡に散會した。

出席者

一 木正光、岩崎卯一、岩崎清、糸島實太郎、西山正雄、西

川元、西本寛一、西長市郎、大谷盛光、大塚重太郎、大隅末廣、太田元、和田正節、神尾敷氏藏、柿原祐、田村昌義、丹二良、谷喜代雄、武田藏之助、高谷太治郎、谷口宗一、辰巳常世、辻野新一、中上正雄、長岡實、中村良之助、名倉熊藏、中島富三郎、植田完治、梅原貞治郎、植正臣、矢野國臣、山本源一郎、安富敬作、松岡繁晴、藤川等、古川武、福岡福一、櫻井喜三、佐伯弘、木澤才藏、岸本忠雄、南利三、島村保穂、久田一榮、森川太郎、瀬尾永次

大四會の祝賀會

大正四年の卒業生を以て組織せる大四會會員岩崎卯一君が母校の法文學部長に、吉長正好君が大隈辯護士會の副會長に、三好萬次君が大隈電氣軌道株式會社の常務取締役任に就任せられたるにつき、その祝賀會を五月十四日西區あみだ池二葉に於て開催した。出席者二十九名、三君の榮達を祝福し歡を盡して午後十一時極めて盛會の裡に散會した。出席者左の如し

岩崎卯一、吉長正好、三好萬次、磯村達、稻垣利雄、市川信、花光健介、大石禮氣、岡田正彦、神宅智恵、米谷卯三郎、横山甚一、塚本萬次郎、筒井泰尾、中澤源次郎、中井彌六、宇佐美正祐、野原稔、藤原隆一、福井喜三郎、山田俊治、天羽強、芦傳一、佐藤政隆、笹尾中庸、私市力、白井誠、島田久男(順次不同)

神戸市役所關大俱樂部

春季總會

去る五月一日神戸市役所關大俱樂部春季總會を神戸花隈の「中現長」料亭に於て催した。會する者來賓縣

會議員五十川直市氏を始め二十二名、出席せらるる筈なりし代議士野田文一郎氏は上京中、奥田源次郎氏、原田鹿太郎氏は共に止むを得ざる急用にて出席せられず爲に聊か寂寥を感じしめられたが、定刻一同宴に就き幹事の會計報告ありたる後會長の會務報告並に將來への希望を叙べられ、次で會長副會長の選舉に移り、會長岡野重三郎氏、副會長小西左衛門氏に満場一致重任せらるゝこととなり、幹事選出については會長に一任し結局左記諸氏が幹事として選ばれた。

今岡琢磨、藤野剛三、多賀恒一、大森幸造、山本寛二、平野浩、安西信正、壺井富治、谷正司、赤尾保、吉森巖、堀昂

これより來賓五十川氏の挨拶ありたる後宴に移り酒杯盛に交され絃歌場に満ち氣勢益々昂り會員相互の交歡賑しく盛況を極め十時閉宴せり。當日の出席者左記の通である。

來賓 五十川直市氏、堀上興作氏
會員 岡野重三郎、小西建左衛門、山本與喜三、大西克己、小川壯一、多賀恒一、藤野剛三、今岡琢磨、出口清一、山本寛二、多田隆久、谷正司、堀昂、花本巖、米富康雄、井上一郎、平野浩、松野幸吉、松田秀夫、皆川武

尙文會第一回總會

本年三月國漢文科卒業生を以て創立の尙文會は去る五月五日午後六時より南地坂町「うるこ支店」に於て第一回總會を開催せり。

出席の會員は十名、先づ幹事の挨拶有りて後記念撮影をなし宴に移る、一同久し振りの會合とて胸襟を披きて大いに語り且大いに飲み歡談に花を咲かせて九時過ぎ盛會裡に散會す。

計理クラブ例會

計理クラブにては第十七回例會を五月十九日午後六時より大阪ビル内計理經營學會事務所において開催した、まづ本學講師木村禎橋氏より最近出版せられたる會計學の二三の文献について批判的に紹介するところあり、また檢査計理士法案についても説述した。ついで關西學院大學助教授青木倫太郎氏は所謂「管理會計」の研究の一部として「資金移動表」について講述した。斯くて午後十時閉會した。

動 靜

鷺地 勉君 (明二七法) 公證人、今般神戸公證人會々長に就任
福田 節造君 (大三 專法) 住友銀行東京神田支店長より同行大阪道頓堀支店長に轉任
荒井政次郎君 (大三 專經) 大阪貯蓄銀行堂島支店中之島出張所長に轉任
東村 亮太君 (大五 專法) 大阪市電氣局退職
竹田住次郎君 (大六 專法) 大阪東消防署長を辭任
仲島 忠次君 (大九 專法) 警部、大阪今福署長より府警察部刑事課強行班係長に轉任
(舊姓 山崎) 河崎 義雄君 (大二 專法) 川崎第百銀行廣島支店よ

り同行東京本店に轉勤、住所東京市淀橋區西大久保二ノ二三七
武方寅之進君 (大二 專法) 愛媛縣警察練習所警部補より滿洲國警佐に選拔され渡滿赴任した
山崎 敬義君 (大四 大法) 公證人、今般神戸公證人會副會長に當選
竹谷 謙貴君 (大四・昭六) 警部補、天王寺署より(專法昭九大法) 天滿署へ
中井 利治君 (大四 專法) 大阪商科大学高等商業部勤務、住所住吉區西長居町二九〇
赤木 元一君 (大四 專法) 釜山警察署警部補勤務(舊姓黒木)
播磨 茂君 (昭二 專法) 辯護士、事務所を北區梅九)に開設し一般法律事務に従事す(昭五 大法) ケ枝町八一(電北三〇二二三)
古田 龍雄君 (昭二 專商) 大路織布貿易會社勤務、(舊姓井原) 住所東淀川區田川通三ノ二三
奥野 周一君 (昭二 專文) 帝國女子藥專附屬帝國高專女學校教諭となる
工藤 義正君 (昭三 專法) 東京豊島消防署勤務、住所東京市豊島區西巢鴨三丁目七四三
山田 實君 (昭三 專法) 東京時事新報社販賣部勤務、住所東京市杉並區高圓寺三ノ二三四
正井 善藏君 (昭三 專法) 合名會社中谷組勤務、住所港區四條通三ノ三九
伊場 信一君 (昭三 專商) 東京警視廳監察官附より保安部交通係長に轉任
田中 久雄君 (昭三 專商) 昭和九年五月五日今野榮子嬢と華燭の典を擧ぐ、住所横濱市神奈川區平沼町五、時事新報社販賣局
天野 律司君 (昭三 專商) 日本コロンビア蓄音器會

社名古屋支店金澤出張所勤務、住所金澤市高岡町澤ノ家
中尾 定隆君 (昭四 大法) 大阪市電氣局車輛工場に就職
中川 武夫君 (昭四 專經) 三和銀行大阪九條南通支店より京都支店に轉勤
御堂河内四市君 (昭五 大法) 大阪朝日新聞社福井支局より同社福井縣大野町大野通信所に轉任
大塚 岸太君 (昭六 專法) 大阪市鷺洲第六小學校に轉勤、住所北區澤上江町一丁目一八
植島 博君 (昭六 專法) 警部補、天滿署より天王寺署へ
山本 周市君 (昭六 專法) 大阪市電氣局車輛工場に就職
段野 幸雄君 (昭六 專經) 京阪電鐵會社を辭し大阪市役所水道部に勤務
佐藤雄太郎君 (昭八 專二法) 辯護士、南區縮屋町五、能勢法律事務所(電南二五五)に於て法律事務一般に従事す
蔡 龍 秉君 (昭九 專二法) 朝鮮光州地方法院長與支廳に勤務
横谷 絢一君 (昭九 專一經) 朝鮮總督府專賣局に勤務
住所京城府苑南洞二八、月の寮内
太田 正治君 (昭九 專一商) 滋賀縣八日市鐵道會社に入社、住所滋賀縣蒲生郡金田村鷹飼、木村忠一方
中村 岩三君 (昭九 專一商) 東淀川區豐崎東通一、關西珠璣合資會社に入社
濱崎 昌雄君 (昭九 專二法) 東亞ベイント大阪本社より東京工場請となる住所東京市荏原區下神明町一
井村 重文君 (昭九 專二商) 日本輸出鉛筆工業組合聯合會大阪支部勤務
奥瀬 正一君 (大一一 專商) 昭和九年四月逝去
本田 滿一君 (昭四 專經) 昭和九年五月九日逝去(昭七 大經)

學生

千里山佛教青年會

五月八日(火)午後三時よりクラブハウスに於て、本年度新入會員歡迎會を開催した。會する者、賀來會長、三枝樹指導教授を初め全會員廿有數名。

佛教のグルンド、モチーフの下に永劫不滅の光を求めて佛陀の曰ふ「爾等弟子よ、たゞ一事を爾等に告げん。そは人生の苦と、その苦よりの解説のみ」を身を以つて体験し、此處のみで得らるオリギイナリテエトの理解をし清新なる一つの世界を展開した。

席上、御繁忙中を特に本會の爲めに割かれし、大阪少年審判所審判官辻三省氏は少年審判所の存在意義を、われわれ門漢外にもわかるやう「世間一般によく聞く少年審判所判事なる名稱はなく、實は少年審判官である」と、云ふ点に至るまで慈恩あふるゝ心情を以て講演して下さいた事は、我々佛教青年會員として感謝しても差餘りあるほど嬉しくも喜ばしい

事であつた。

少年審判所は先づ少年に刑事處分を加へる前に保護を加へて性格を矯正するを以つて目的とし、少年の犯罪及び犯罪人を世の中から取り除きたい大きい理想念願の下に進んでゐる。これは我々佛教信者——誰人その罪を知る事なく自身さへその罪を忘れる事がありえたとしても不滅なる業は永久に正しき審判者として、その結果を無限の空間に上「影響」もしくは「感化」として連続し、無窮なる時間の上には「遺傳」として繼續してゆく「業」の原理としてこの思想行爲の不滅を佛教より教へられてゐる者——に取つて厭世の一環に止まつてはならない恒常不變な條理としての佛教の目的は、他方歴史的社會的現實に即した最も時代的なるものでなければならぬ事を今更の如く教へられた。

千里山に暮色せまる頃、さゝやか乍ら喜び溢る宴を閉ぢ、盡くる事なき法悦に浴し乍ら、人間解脱の道をたどりつゝ歸途についた。

時、あたかも佛誕二千五百年に當る此年月。はかなきゆめ路をたどりつゝ、無明の闇につゝまれて、さすらひめぐるをぐるまの如き人々よ。教へのまゝに歩みつゝ、わけゆく道は異なれど一宗一派に片寄る事なく、佛陀のみめぐみ深き大悲

の御手にすがりつゝよるこびはこんでゐる私が佛書に來られよ。

そこには、ををしくすゝむ行人の、たもとをほらふ風もすゞしく、けはしさわすれ一すぢに、よるこびはこぶ足もかるく、おなじくくらす月かげは、たかねにさへて、くもりもなくなるであらう。

(森君報)

參 陵 會

第十九回例會——絶好の春日和たる四月二十二日吉野方面に例會を舉行す。

午前八時半大鐵阿部野橋を發し吉野着吉野神宮第九十六代後醍醐天皇塔尾陵、如意輪堂に參詣し、元櫻木堂の寶物、竹林院の庭園を拜觀して、吉水院に至り、藏玉堂を経て最後に専門部教授河村宜介先生より吉野宮跡にて吉野に關する有益なる御講話を拜聽し會員一同南朝或は吉野文化に關する知識を深くした。之の時何時しか太陽は西山に沈み、全山靜寂に歸する頃何處からともなく暮の鐘の音が淋しくひびいて來た。一同は解散して歸路につく。參加者十九名。

(林君報)

住所移動

横尾熊次郎 (明三六 法)	横濱市神奈川區西神奈川町一丁目一五
小野 塵一 (明四〇 專法)	前橋市諏訪町三一
竹西 宗助 (大六 專法)	旭區新森小路南一丁目二六
萩野 嘉平 (大二 專法)	住吉區阿倍野筋八丁目六七
山下喜代志 (昭二 大經)	北河内郡友呂岐村木屋四七
小野 英敏 (昭三 專法)	武庫郡精道村山芦屋冠七三
古橋 賢治 (昭三 專法)	石川縣鹿島郡七尾町字龜山町五一
下村 監佐 (昭三 專應)	堺市中田出井町三丁目八〇
山村 茂 (昭五 大經)	西宮市平松町二五ノ二
柳田 榮次 (昭六 專商)	住吉區阪南町西一丁目二一
上田 治雄 (昭七 專法)	三島郡茨木町西外町
山本 清 (昭七 專經)	東京市大森區大森町五丁目一九七〇、浪速商會
小村 美則 (昭八 專國漢)	東成區片江町五一入
吉田 守宮 (昭九 專二法)	北區善源寺町八丁目一
西山 逸郎 (昭九 專二商)	西成區松通六丁目一
立花 成美 (昭九 專二商)	神戸市灘區篠原中町五丁目七一一五

第七回春期總會——五月十日開催。

顧みれば我參院會が昭和七年健全なる健國精神の鼓吹と報本反始の觀念を恢弘せんが爲に創立されてより茲に二週年會員の數五倍餘を數へる事となり、その隆盛を見たるはこれ偏へに諸先生の御援助と先輩諸兄の御力と會員諸君の一致協力によるものなり。定刻二時半北田副會長開會を宣し、伊勢神宮及び皇居を遙拜し岩田會長の訓示、武田主事より激勵の辭河村兩先生の御話、朝田先輩の挨拶あり會計報告事業報告等の後會則變更の件可決。選舉の結果二見副會長、鈴木總務、宮井計畫係、廣畑會計、中副會計係となり、小石寫眞係と確定。斯くして最後に參院會々歌を合唱、二見副會長閉會を告げて意義深き總會を終つた。

出席者——岩田會長、武田主事、河村信、河村(宜)兩教授、可野、袋井兩先生、朝田、淺井、多田、松田、楠島諸先輩、並に會員二十名。(鈴木君報)

第二十回例會——京都方面(五月十三日)
午前八時半大雨の中を京阪天滿橋驛發東福寺に向ふ。それより月輪南陵に參拜

後十四帝陵に至る。第二百二十一代孝明天

皇陵に參進後法住寺陵に御參りして、十三間堂に來りこゝで晝食を終り、岩田會長の訓示、河村宜介教授より有益なる講話を拜聽し、博物館を訪れ、豐國神社に參拜後枳殼邸に達し武田主事の御紹介にて大谷大學青山主事の御案内で邸内見學一同記念撮影後辭去して東本願寺前に解散せり。
參加者——岩田會長、武田主事、河村宜介教授、可野、久保田兩先生、朝田、楠島、松田各先輩會員十三名。(林君報)

【スポーツ】

陸上競技部

長尾槍投に新記録を出す。

極東大會出場の日本チームと香港外人チームとの陸上競技は、五月二十四日午後二時から舉行されたが、各種目とも日本チームの勝利に歸した。殊に我が長尾選手は槍投において65米27の極東新記録を出した。

庭球部

關西學生庭球對校トーナメント

關西學生庭球聯盟主催で五月七日より濱寺コートに於て舉行された。

第一次試合

關西大學	5—4	大阪商大		
尾崎	6—1	3—6	2—6	大内山
寺澤	6—1	3—6	2—6	上林
北田	4—6	1—6	1—6	與島
藤井	6—2	5—7	6—2	廣瀬
倉本	4—6	6—2	4—6	大内山
尾崎	6—0	4—6	3—6	上林
北田	3—6	6—1	6—1	與島
山田	6—3	6—2	6—2	上島
倉光	6—3	6—2	6—2	廣瀬
藤井	6—4	8—6	池上	

第二次試合

關西學院	9—0	關西大學		
高橋	6—3	6—2	尾崎	
窪井	6—2	6—3	北田	
川村	6—2	6—3	山田	
清洲	6—4	6—1	倉光	
木崎	6—3	6—4	隈本	
尾崎	6—3	6—1	尾崎	
龍田	6—3	6—1	尾崎	
清洲	6—1	6—4	北田	
川村	1—6	6—2	7—5	倉光

尾崎 6—4 6—3 山田
木下 6—2 6—4 藤井

全關西Bクラス庭球トーナメント

第六回の本大會に、倉光はシングルにおいて優勝した。

優勝戦

倉光	2—1	2—6	新谷
(關大)	6—1	6—2	(神商大)

射撃部

關西大學 6—10 京都帝大

籠球部

全關西籠球選手權大會

大阪YMCA主催、同體育館で行はる

本學の成績左の通り

第一次試合(5・4)

關西大學 55—42 浪速高校

第二次試合(5・6)

關西大學 63—34 大阪外語

第三次試合(5・7)

京都師範 58—54 關西大學

關西學生籠球大會

大阪朝日新聞社後援。甲子園室内コートで舉行、本學は不戦一勝となる。

第二次試合 (5・18)

關西大學 30 — 15 大阪商大

第三次試合 (5・20)

關西大學 29 — 28 大阪藥專

准決勝 (5・20)

關西學院 32 — 16 關西大學

對慶應大學定期試合

第五回定期籃球第一次試合は五月二十六日東京YMCAで行れたが、66對27で慶應先づ一勝す

馬術部

全國學生馬術大會 第十回の本大會は五月二十日、堺市外金岡練兵場で舉行、本學選手の成績次の通り。

反則	1	0	0	3	2	1	0
得勝	2	3	0	4	8	4	6
關大	藤野田	瀨谷	田	田	田	田	田
關大	土廣	久押	池幸				
關大	探宅	村井	口花	角野			
關大	山富	三澤	藤山	立兩	水		
得勝	24	0	7	5	6	10	4
反則	1	0	2	0	1	2	1
關大	0	0	0	0	0	0	0
關大	7	6	6	6	6	6	6
關大	28	10					
關大	FG	FT					
關大	11	5					
關大	27	8					

第二次試合は引續いて二十七日行はれたが、慶應再勝した

蹴球部

慶應大學 56 — 27 關西大學

大阪五校リーグ優勝

關西大學 4 — 0 大阪外語
 關西大學 8 — 1 大阪商大
 關西大學 10 — 0 大阪高醫
 關西大學 8 — 0 大阪帝大

水泳部

第二回甲子園室内水上競技會 五月二十日同プールで舉行、本學選手の一等記録左の如し

二百米 (2分25秒) 林 田
 四百米 (5分20秒) 林 田

馬術部

全國學生馬術大會 第十回の本大會は五月二十日、堺市外金岡練兵場で舉行、本學選手の成績次の通り。

連續障礙 1 熊田 2 北
 團體障礙 2 關大
 卷乘リレー優勝 關大專一、關大
 琴平競技優勝 矢野、森戸
 自馬速歩優勝 熊田

専門部第一部

新入生歓迎會

五月八日第四回新入生歓迎會を詩と歌に其の古典的な味びを残す淡路島洲本に於て開催した。参加する者實に四百數十

名に及び將に空前の盛況を呈した。

當日早朝八時半滿船此れ若人埋まつた乗船攝洲丸は、煙に暮れ煙に明ける浪の港を出帆し碧空の下、鏡の如き茅渚の海を滑るが如く進み洲本に着いたのは將に正午近くであつた。直に同地の公會堂に集合し、小堀委員長及び武田専門部主事の挨拶あり、次いで専門部教授團代表加藤教授の挨拶並びに河村信一教授の附近史跡に關する講演あり、それより晝食に舌鼓を打ちながら餘興にうつり、奇術、軍事講談、曲藝等に心ゆく迄官能を樂しました。

精神の根柢を爲してゐる事は誰しも知つてゐる。だが然し、西洋文明の殘滓をなめさせられた現代の青年には此の氣魄が足りない。——明治維新の廢刀令が實施されて以來日本刀に代る可き適當な「精神の糧」が與へられなかつたからである現代の青年は是を求む可く努力せねばならぬ。——時代は正に是を要求してゐる吾が吟詩會の存在理由亦茲に在りとするも、弊衣破帽の時代錯誤の豔風を獎勵するものではない。

最後に武田主事の發聲にて天六學友會萬歳を三唱して閉會したのは午後二時、それより後の約三時間は自由行動にて各自洲本の絶景を稱へ、或は海濱にオンゾンを満喫して再び午後五時半船上の人となり、ネオンの都大阪に着いたのは午後九時近くであつた。(記念寫眞は學報五月號表紙裏) (近藤君報)

千里山吟詩會

▽……武士道即ち大和魂なるものが日本

▽……新學期の劈頭會員を募りたる處二十數名の多きに達したので、新會員歡迎の意味に於て五月四日第一回練習會を催した。その際藤澤教授並に其他多數の熱心なる聽取者の參集を得たる事は眞子君の奮闘に負ふ處大なりとするも、吾々の意氣を大いに鼓舞せしめた。次いで十九日、同じくクラブハウスに於て第二回練習會を開く。前回に比し出席者更に多く黄昏まで、千里山の靄葉の雰圍氣に雄渾なる響を傳へた。——吾が吟詩會は茲に二星霜を迎へんとする。(法二、角谷君報)

スポーツ關大 (五)

—極東大會—

橋 生

第十回極東オリンピック選手権競技大會に選ばれた我が關西大學の谷口陸生、長尾三郎の二選手は、豫想を裏切ることなく、堂々とスポーツ日本の使命を果し輝かしい關西大學のスポーツ名聲を發揚した。

惟ふに一昨年萬國オリンピック大會において、大島、長尾の二選手が我が母校の名聲を發輝し、又昨年スポーツの使節として大島・藤枝の二君が南米に翅翼を伸すなど、我が關大スポーツ史も多事多幸であつた。更に今回の極東大會の活躍今や關西大學の名は徧く全世界の識者に認識されたことであらう。

私は本月の「スポーツ關大」の欄において、谷口、長尾の兩君の勞を憐ふと共に、この輝かしい奮戦の跡を長く記録しておきたいと思ふ。

五月二十六日

暑熱の脅威は何處ともなく去つて降りみ、降らずみの陰鬱な天候で、大會の第五日を迎へた。

この日は待望久しき我が陸上日本の威力を發輝する陸上競技の幕が開かれる。しかもそのトップを切る百米豫選には、我が谷口選手が出場する。夙くから應援につめかけた在留同胞の熱聲のもとに、選手の意氣も天を衝くの感があつたことゝ想像される。

【百米豫選】

〔A組〕1(12秒6)極東新記録吉岡(日) 2谷口(日) 3サルセド(比)

〔B組〕1(10秒7)ゴンザガ(比) 2デ・レオン(比) 3阿武(日)

豫想通りの結果となつて、谷口は決勝に残つた。第六日の決勝が期待される。豫選をゆるすなら、吉岡の一等は確實として、二等は谷口とゴンザガとの間に火花を散らす接戦が展開されることであらう。しかし昭和八年度の日本陸上競技二十傑に10秒7といふ、今日のゴンザガを凌ぐレコードの保持者だけに、或は谷口の方に幾分の勝利があるやうに思はれる。或は最近好調を示してをる谷口だけに「君が代」奏樂の榮冠を握ることもあ

ながち無理な豫想でもあるまい。

二百米豫選

〔A組〕1(21秒6)極東新記録吉岡(日) 2クリストバル(比) 3ゴンザガ(比)

〔B組〕1(22秒2)谷口(日) 2鈴木(日) 3サルセド(比)

B組において谷口は悠々と入選した。決勝を豫想して見るに、吉岡の一等は確實性が濃厚である。二等の争鬪は、谷口、鈴木、クリストバルの間に演んぜられるであらう。しかし谷口は、昭和八年度の公認記録に20秒を走してゐるから、大きな期待を持つことが出来る。

——二七日記す——

五月十八日

雨に祟られて一日休養の後迎へられた第六日は、午前天候の好轉を見たが、午後二時頃に至つて一同を困惑せしむる降雨模様となり、主催者側は勿論關係者の考慮の内に、最悪のコンディションの下に續行された。

【百米決勝】

1(10秒6)極東新記録デ・レオン(比) 2(10秒9)吉岡(日) 3阿武(日) 4谷口(日) 二回フライングのあとをうけてスター

トは切られたがデ・レオン二十米あたりで最もよく、吉岡、阿武これを追ひ、遂に谷口は惜しくも四等になり思はぬ違算を生じた。雨後のトラックでコンディションの悪いのが原因である。しかし谷口の四等は、健闘また賞すべしである。

【二百米決勝】

1(21秒6)極東新記録吉岡(日) 2(21秒9)谷口(日) 3鈴木(日) 4サルセド(比)

豫想のごとく、吉岡ホーム・ストレッチでグンと抜け、谷口、鈴木と續いて三着までを占め、痛快な日本の短距離における強味を完全に發揮した。殊に谷口の二等は堂々たるもので、百米の四等が決して實力の差でなかつたことを裏書したものと云へる。

【槍投決勝】

1(59米81)長尾(日) 2(59米16)鈴木(日) 3(56米25)アントニオ(比) 4(53米77)

世界的記録の68米9を持つ長尾の一等は最初からの豫定であつた。しかしフィールドの悪コンディションから、助走路軟弱のため、極東記録さへも破り得なかつたことは、長尾のために洵に惜しむべきであつた。

尙當日は、三段跳決勝において、原田田島、バスキュアルの強豪を抑へて、悠々一等の榮冠を贏ち得た本學校友大島君の名を忘れてはならぬ。

—十九日記す—

五月十九日

朝來の荒天で、そぼ降る雨を冒して、第七日の陸上の綜合競技は開始された。長尾は悪コンディションに抗して奮闘を續け、三一三三點八六五を収めて三等に入選した。殊に五種競技の内の槍投において62米73を投げ、一九三〇年東京で作られた吉住の極東記録62米19を破つた。

—二〇日誌す—

五月二十日

愈々大會の幕を閉ぢる第七日は、陸上の綜合競技四百米繼走が行はれた。谷口は第二番を承り、奮闘よく努めて日本チームは一等の榮冠を握つた。

四百米繼走

1.42秒 3. 廣新記録(日本チーム(鈴木・谷口 阿武・吉岡)) 2. 比島チーム 3. (支那チーム) 鈴木と比島のアンダペラ同時に引續き

デ・レオン、谷口とも終始接戦、阿武はクリストバルに一米を離されたが巧みなバトンタッチで再び吉岡は前に出て一、米の差で悠々覇權を握つた。

—

以上のごとく、百米における谷口の選算はあつたが、本學の二選手は出場競技によく入等し、日本の優勝の因を作つた。こゝに兩選手の勞を慰謝し、スポーツ關大を謳歌しやう。

因に各競技の得點を左に表記して、スポーツ日本の覇權を祝福しやう。

—二十一日誌す—

各競技得點表

	日	比	支	那	印	蘭
百米	6	5	0	0	0	0
二百米	10	1	0	0	0	0
四百米	1	10	0	0	0	0
八百米	6	5	0	0	0	0
千五百	9	2	0	0	0	0
一萬米	11	0	0	0	0	0
高障礙	5	6	0	0	0	0
中障礙	2	9	0	0	0	0
總計	50	38	0	0	0	0

優勝者 百米デ・レオン(比) 二百米吉岡隆徳(日) 四百米カンダリ(比) 八百米青地球磨男(日) 千五百米田中秀雄(日) 一萬米柳長春(日) 高障礙村上正(日) 中障礙ホワイト(比)

走高跳	日	比	支	蘭
走幅跳	5	5	1	0
走高跳	8	3	0	0
三段跳	10	1	0	0
砲丸投	6	2	3	0
圓盤投	6	5	0	0
槍投	9	2	0	0
總計	51	19	7	0

優勝者 走高跳トリビオ(比) 走幅跳田島直入(日) 棒高跳大江季雄(日) 三段跳大島鎌吉(日) 砲丸投阿部功(日) 圓盤投アマンデ(比) 槍投長尾三郎(日)

五種競技	日	比	支	蘭
十種競技	5	3	1	2
四百米繼走	5	3	2	0
千六百米繼走	3	5	2	0
總計	81	14	7	2

優勝者 五種競技 日本チーム(藥田吉住、長尾、鹿内) 個人優勝 藥田秀治(日) 十種競技 日本チーム(金木、朝隈、大江) 個人優勝 梅イ(比) 四百米繼走日本チーム(鈴木、谷口、阿武吉岡) 千六百米繼走比島チーム(エストラダ、カンダリ、ホワイト、アランブラ)

二百平泳	日	比	支	蘭
四百平泳	11	11	1	0
八百平泳	11	0	0	0
千五百平泳	11	0	0	0
二百平泳	3	8	0	0
八百平泳	11	0	0	0
千五百平泳	11	0	0	0
總計	67	15	0	0

優勝者 五十竹村公良(日) 百遊佐正憲(日) 四百新間六炳(日) 千五百牧野正藏(日) 二百平泳イルデフォンゾ(比) 百青泳河津憲太郎(日) 八百リレ 日本(新間、片岡、横山、遊佐)

堀經夫博士著

「英吉利社會經濟史」を讀む

教授 矢口孝次郎

吾國に於ける社會經濟史學の發展は近時漸く一個の獨立せる學界を形成する段階に到達したかに思へる。

然し乍らその學界の分野に於いて、換言すればその具體的表示たる勞作の分野に於いて、歐洲・而して廣くは外國に關する社會經濟史の研究は、日本へ關するその近時に於ける驚嘆すべき發展に比して、一般的には下位に存するものと云はざるを得ない。それは單に量に於いて然るのみならず、質即ち内容に於いても、特殊論文は別として溢々たる著書としては、例へば歐洲經濟史と云ふが如き一般的なる對象がその大部分を占めて居たのである。かゝる時機に際して章華社によつて「各國社會經濟史叢書」の企畫せられたる事は社會經濟史學界の要望に少なからず満足を與ふるものであつた。その叢書は已に故山口正太郎教授の「伊太利社會經濟史」を世に送り、こゝにまた堀經夫博士の英吉利社會經濟史に就いて刊行せられたる勞作としては僅かに本位田博士の「英國經濟史要」及び徳増、野村小林各教授の勞に成るアシユレーの著書の各譯書その他を有するに過ぎなかつた吾々は、こゝに堀博士の新作を得て斯學の發展にとつて新なる礎石を加へた事

を欣幸に感ずるものである。

本書はもと東北帝大法文學部に於ける講義を素材としそれを整理して完成せられたものであつて「英國經濟史に關する深い研究をわが學界に提供しやう」とするものでなく、「たゞ比較的小ぢんまりした書物として學生諸君の參考ともならば」との——極めて謙遜せられたる——趣旨から執筆せられたものであるが、その目的以上の存在權を充分主張し得るものである事は讀了せる者の直ちに信じ得る所である。本書の構成は博士獨自の發展段階即ち(一)村落經濟時代(二)都市經濟時代(三)國家經濟時代(四)國民經濟時代なる四つの發展段階を基礎として、各々に應じて第一章より第五章に至るまで(國民經濟時代は第二章に分る)の各章が與へられて居る。然らばかゝる四段階は如何なる基準に據つて區別されたか。博士は最近の經濟組織たる「國民經濟時代の組織」の根柢に横はる經濟上の根本原則を「經濟的個人主義」に認め、このものは次に「經濟的自由の制度」と「私有財産の制度」との二つの制度を包攝する事によつて完全のものとなり得るとする。而してこの二個の制度を尺度として過去の經濟生活及び組織を跡付けて見る時、(一)兩制度を全く欠く時代、即ち村落經濟時代、(二)經濟的自由がギルドによつて束縛された時代、即ち都市經濟時代、(三)これが國家によつて束縛された時代、即ち國家經濟時代、(四)兩者が原則として完全に維持さるゝ時代、即

ち國民經濟時代、なる四個の特質を有する時代が見出される。本書はこの區分の上に立つて、封建村落即ち莊園の成立より大戦後の時代に至るまでの英國社會經濟的發展を三〇〇頁の中に包含着して居るのである。

今本書の構成を概観するに、先づ前述の如き時代區分の根據及び英國經濟史の意義に關する叙述たる緒論の部分に續いて、第一章に於いて封建村落時代が取扱はれて居る。博士は莊園の起源に關し一般説たる *feudal system* の立場より、英國に於ける村落組織の發達を自由制度より農奴制度への發達と見て、莊園即ち *Norman Manor* の成立を述べ、次にその組織を概説し、最後に崩壞過程に及んで居る。第二章に於いては都市經濟時代が取扱はれ、先づ都市が農村と異なる所以の要素を自治權に求めてその發生と内容を明示し、そこに於ける經濟組織たるギルドの發達を商人ギルドより同職ギルドまで跡付け、更に後者が所謂小ギルドたる *Journeyman Guilds* と大ギルドたる *Livery Companies* とに分化せる過程を説いて居る。以上第二章は説明の簡明を期せられて對象を限定せるため即ち第一章に於いては主としてマナーそのもののみを、第二章に於いては英國のギルドのみを取扱はれるため、より廣き立場より、例へば封建時代に於ける領主權の全般的構成、或はギルドの發達及び分解過程に於ける大陸のそれらとの比較等に觸れない點を恨みに感ずるが、本書執筆は寧ろ後半に主力を傾注して居ると見て、これは餘儀ない事であらう。後半には國家經濟時代と國民經濟時代とが取扱はれて居る。前者に於いては外國貿易の發達、*Crisis* 教授の所謂 *Wholesale* *handicraft* 即ち家内工業、金融機關たる銀行業の發展及び重

商主義政策の體系中特に社會政策（主として徒勞條令と救濟法）等が主要なる問題として論述されて居る。最後の國民經濟時代は本書の大半の部分を占めて最も詳細なる説が與へられて居るのであつて、先づ前半（一）の部分に於いては資本主義的經濟の發達過程——中世的組織より現代的組織への過渡過程が問題とされ、各節に於いて各々（一）農業經營の近代化としての大農制度の成立（主として所謂土地圍込運動の經過）（二）工場機械工業の成立（三）それらと相關的に行はれたる交通機關、製鐵及び石炭等の産業の發展、自由貿易主義に基いて行はれたる外國貿易の發展及びこれらに伴ふ金融業の發達（四）この時代に於いて最も興味多き労働問題——等、響き意味に於ける産業革命を繞る一切の問題が取扱はれて居る。而してこの部分は全巻中最も重點を置かれたる部分であつて、豊富な圖表、數字と相俟つて詳細なる説明が見られる。最後の第五章は同時代の後半をなし、十九世紀後半より現代に至るまでの時期を主要なる四時期に區別して、そこに於ける代表的問題を簡明に解説せられてゐる。

以上が本書の構成の概観であるが、それを以て知り得る如く本書は英國國民の國家建設時代たるノルマン時代より現代に至るまでの經濟生活を、全般的に具體的事實を中心に概説せられて居る。

こゝに本書の詳細なる批評の如きはよくなし得べき場合ではないが、大體に於ける讀了感を述ぶるを許さるゝならば、先づ感ずる點は叙述の極めて簡潔にして且つ明晰なる點である。即ち各時代に於いて纏起せる諸種の事實の中、特にその時代にとつて重要な意義

を有するものを取り出して、それを繞る諸關係諸問題を各項目に分つて解説せられて居る。この事によつてその時代に於ける個々の事實、問題が全體との關聯に於いて簡明に理解せられる。本書の次の特色は、特に第三第四の時代に關して然るのであるが、その説明に多くの圖表或は數字を使驅せる點であつて、これによつて上述の理解が一層明確となる。更に各部分に散見する多くの法令、法律或は特殊なる制度、組織等につき原語と共に適切な譯語を挿入された事は、從來閑却され勝な仕事に對して隠れたる苦心をなされたものと思ふ。これは各章末に於ける豊富な參考書の掲載と共に、學生にとつては勿論研究者にとつても至大の利便を與ふるものである。以上の諸點より見て本書は執筆の目的を充分達したるものと云ふべく、且つ本邦に於ける英國社會經濟史に關する著書の中で最も包括的にして偉れたるものと思ふ。

然し乍ら讀了感の他の反面をこゝに披瀝するを許さるゝならば筆者は次の如きものを感じた。一は全般的に、博士が時代區分の準據として挙げられたるものゝ強調が寧ろ不足と思はるゝ點であり、他は各時代の推移がこの特質と連關して如何にして行はれたるかの説明に薄き點である。例へば第一の時代に就いて云ふならば、經濟的自由が束縛され或は私有財産が存在し得なかつたと云ふその特質を、如何にしてその然りしかを、もつと前面へ出して強調する必要がないであら

うか。即ち氏族制度の遺制と所謂 *Feudal* の制度とが社會經濟生活の根幹に食ひ入つて存したる事、然もこのものよりの解放が都市の任務たりし點等。また例へば第三の國家經濟時代に就いて、博士の云はるゝ如く重商主義がこの時代を支配せる一般の根本原則と見らるゝならば、國家主義的特徴を明示するため、その體系を全般的に強調する必要はなからうか。かくてこの部分に就いては英國資本主義の發展の最大の要因と考へらるゝ植民地の擴大發展に就いて充分なる説明を欠く憾みがある。

以上が全般を通じての希望の主たるものであるが、これとても寧ろ本書執筆の趣旨とは離れた立場に立つて感ずる所であつて、一定の紙数を限定された叢書の一として本書を完成された博士にとつては或は御迷惑な言葉であるかも知れない。前述の簡單なる紹介と共にこれらの批評がましき言葉が本書に禍を及ぼす如き事あらばそれは一に筆者の筆の至らざるためであつて切に博士の御寛恕を乞ふ次第である。

一國民の社會經濟生活の發展——然も殆んどその國家創成の時代より現代に至るまでのそれを一冊の書物にまとめると云ふ仕事。それは多く者の企圖する所であつて、然も極めて少數の者のみによく完成し得る所に過ぎない。吾々はこの困難なる仕事を達成せられて、新なる共同財産を吾々に與へられた博士の御努力に對して心からの敬意を表するものである。（九・六・三）

- ① England contains between three and four times as many people as Ireland and Scotland together, and it is many times richer than both. The reason of the great difference lies in the nature of the soil, and the nature of the soil has much to do with the nature of the surface.
- ② Sciences, like Empires, have their rise and their time of flourishing. Naturally, the order of their rise runs parallel with the complexity of their subject-matter. The physical sciences, being the simplest, were the first to start their career.

英文和譯 (經濟學科)

- ① If an express train moving at the rate of forty-five miles an hour were to stop suddenly, it would give the passengers a shock equal to that of falling a height of 54ft.
- ② A dog depends a great deal on his powers of smell, and it is because of his keenness of scent that he is valuable to man for hunting purposes.

英文和譯 (商業學科)

- ① The sources of the Nile are in the Ethiopian Highlands and in a series of lakes in east-central Africa where the rainfall is heavy. Several streams from this mountainous country unite to form the Nile River, which then flows northwards through the great desert region to the Mediterranean Sea. This is one of the very few examples in the world of a large river which reaches the sea after flowing through a desert.
- ② The authorities have become apprehensive that the situation, if left unattended, will eventually affect the export trade, inasmuch as they have been encouraging the formation of industrialists' unions according to the industrial act for the purpose of regulating the export of the commodity.

作 文

- (法) 三題中一題選擇
- (1) 建武中興の回顧 (2) 海國日本
- (3) 我が母校
- (經) 現在世界に於ける日本の地位
- (商) 何故に商科を志望せるや

専門部 第二部

英文和譯 (法律學科)

- ① Throughout his long career, what tended to make him honoured and respected beyond all men, was the spirit of self-sacrifice which, in the rescue of that child, as in the more important events of his life, characterized George Washington.
- ② The great use of a school education is not so

much to teach you things as to teach you the art of learning.

英文和譯 (經濟學科)

- ① Wealth, in the strict sence of word, can do little for our happiness; and many rich people feel unhappy just because they are without any true mental culture or knowledge.
- ② In the rude state of society, every man endeavours to supply by his own work as he wants. When he is hungry, he goes to the forest to hunt; when his coat is worn out, he clothes himself with the skin of tde large animal he kills.

英文和譯 (商業學科)

- ① A shepherd-boy, who tended his flock not far from a village, used to amuse himself at times by calling out "Wolf! Wolf!" Two or three times his trick succeeded. The whole village came running to his help, when all the return they got was to be laughed at for their pains.

At last one day the wolf came indeed. The boy called out in earnest. But his neighbours, supposing him to ba at his old sport, paid no heed to his cries, and the wolf devoured the sheep.

- ② An argument took place between an oak and a willow as to which was the superior. The oak said that the willow was weak and wavering, and gave to every blast. The willow simply replied that the next tempest would decide that question. A little after this dispute a violent storm came on. The willow bent, and gave way to the gusts, and still recovered itself again, without receiving any damage. But the oak was stubborn, and chose rather to break than to bend.

英文和譯 (文學科)

- ① There is, I fancy, some kind of satisfaction of the senses to be got from seeing animals eating. Prabably there is the same kind of satisfaction to be got from seeing human beings eating. That may be why we give chocolates to children and dinners to our friends.
- ② Forture, good or ill, does not change men and women. It but develops their characters. As there are a thousand thoughts lying within a man that he does not know fill he takes up the pen to write, so the heart is a secret even to him (or her) who has it in his own breast.

作 文

- (法) 余は何故に法律科を志望したるか
- (經) 商工業中心地としての大坂を論ず
- (商) 非常時日本の學生に於ける盡忠報國の道を論述す
- (文) 非常時日本の學徒

佛文和譯 (經濟、商業、文學各科)

La condition des étudiants français n' est pas brillante, c' est un fait. C'est récemment l'un des grands quotidiens du soir faisait paraître une annonce par laquelle une licenciée ès lettres ("Jeune fille, 19 ans, sachant cuisine et ménage,") demandait une place de bonne à tout faire. On n'en finirait plus d' énumérer tous les métiers de jour et de nuit exercés par les étudiants. Dans Quartier Latin, revêue en langue française des étudiants de Montréal, M. Paul Merrist s'écrit: „Nous avons vingt, vingt-cinq, trente ans. Les poches pleines de diplômes, la tête férue de théories. Nous sommes armés pour la vie tout autant que le nourrisson et pas plus. Heureux les fils à papa!„ Un peu partout on se préoccupe de cette situation déplorable. Il faut chercher des solutions à partir du mal lui-même, éviter la création d'un prolétariat intellectuel qui serait le plus misérable des prolétariats. Or, c'est par le loisir qu' un étudiant peut échapper à la condition du prolétaire.

論 文

(括弧内ハ志望科別)

- (法) 法と正義
- (政) 我が國憲政の前途を論ず
- (哲) 人生に於ける思索の價値
- (英) 外國文學研究の意義
- (經) 國民經濟に及ぼす時代思想の影響に就て
- (商) 商業者の經濟的社會的的使命に就きて論ぜよ

[第 一 豫 科]

英 文 和 譯

- ① When we look back at the history of the world, we see how much we owe to the heroes of the past. We owe to them our liberties, and indeed all that makes life really worth having.
- ② Some people are in the habit of always pulling out their watches even when they do not care to know the time. When you see such a man look at his watch and put it back into his pocket, ask him the time, and in nine cases out of ten he can't tell you till he has looked at it again.

和 文 英 譯

- ① 櫻花は梅花よりも美しい、然し香りに於ては後者は前者に優つて居る。
- ② 空が險惡になり、風が強くなるにつれて、波は益々荒くなつて來た。

國 語 解 釋

- ① あはれ世のならはしこそはかなきものはあなれたかきいやしき品いとことなりといへどもおのがじゝ心ゆくばかりなるは稀にてたゞたはぬ事のみぞ多かりける花を思ふとては梢のあらしをうらみ月をめづるとては尾上の雲をいとふためし誰かはのがるべき
- ② 凡そ王土にうまれて患を致し命を捨つるは人臣の道なり必ずこれを身の高名と思ふべきにあらざるれども後の人を勵ましその跡をあはれみて賞せらるゝは君の御政なり下としてきほひ争ひ申すべきにはあらぬやましてさせる功なくして過分の望をいたすこと自ら危むるはしなれど前車の轍を見ることが誠にありがたき習なりけむかし

漢 文 (省略)

[第 二 豫 科]

英 文 和 譯

- ① Consider before you speak, especially when the business is of moment; weigh the sense of what you mean to utter, and the expressions you intend to use. Thoughtless persons do not think till they speak; or they speak, and then think.
- ② It is hard to think that anybody suffers from home-sickness but young boys and romantic girls. Recent experiments with fish, however, show that they have the same disease. When taken some distance from home they fall sick and die, in spite of the fact that they have been placed in the same kind of water.

和 文 英 譯

- ① 滿洲國が遂に帝國となつた事は、同國の爲めのみならず、日本にとつても誠に喜ばしい。
- ② 仕事に従事するならば、その事に興味を持ち、愉快に働くことが大切です。

國 語 解 釋

- ① かくてなほおほしませば來し方はそこはかなくかすみわたりてあはれに遠くもきけるかなと日數にそへて都のいとゞ隔たりつるも心ほそうおぼさるほのかに咲きそむと見えし花の梢さへ目數も山も重なるにそへてうつろひまさりつゝ上り下るつゞらをりにいと白く散りつもりてむらぎえたる雪の心ちす
花の春また見むことの難きかな同じ道をばゆきかへるとも
- ② (省略)

漢 文 (省略)

[專 門 部 第 一 部]

英 文 和 譯 (法律學科)

as around the deathbed of a dying hero, when all men are thinking of his departed glory and past life, and bowing their heads in silence before the coming blow. The mind receives from the face of the country at this season a portion of its calm; and by the contemplation of the fate of nature, we are soothed into a fond resignation to our own.

英文和譯 (經濟學科)

- ① The exchangeable value of all commodities, whether they be manufactured, or the produce of the mines, or the produce of land, is always regulated, not by the less quantity of labour that will suffice for their production under circumstances highly favourable, and exclusively enjoyed by those who have peculiar facilities of production; but by the greater quantity of labour necessarily bestowed on their production by those who have no such facilities; by those who continue to produce them under the most unfavourable circumstances.
- ② A newspaper is of all modern private institutions the most comprehensive in function and complicated in principle. Perhaps the only thing at all comparable to it in these respects is a ship. A ship, engaged on a voyage, almost equals the triple life of a newspaper, because it is for the time being a place of residence, a means of travel and a conveyor of traffic. But voyages are short and discontinuous with one another, while the existence of a newspaper is organically continuous from the issue of the first number to bankruptcy and very often even afterwards.

英文和譯 (商業學科)

Exports of cotton cloth, rayon textiles and sundry goods to Dutch East Indies and various countries of the British Empire have been unusually brisk throughout the past two months, such being ascribable to the fact that importers of these countries bought Japanese goods ahead in anticipation of possible restrictions that may be effected after the conclusion of the proposed Dutch-Japanese Trade Conference and the present Anglo-Japanese Trade Conference.

This apparently abnormal export boom will be kept up until some stability is reached in the trade relations between Japan and various countries, according to trade observers, though it is true that a marked increase is expected to be registered in arrivals of raw cotton, raw wool and other important foreign products from the beginning of March.

獨文和譯 (各科共通)

Reichspräsident von Hindenburg erlässt aus Anlass seiner Wiederwahl folgende Kundgebung an das deutsche Volk:

Mit Dank fuer das mir von dem deutschen Volk erneut bekundete Vertrauen und mit dem Geloebnis, auch weiterhin mit meiner ganzen Kraft dem Vaterland und dem deutschen Volk zu dienen, nehme ich die auf mich gefallene Wiederwahl zum Reichspräsidenten an. Getreu meinem Eid werde ich mein Amt weiterfuehren im Geist der Ueberparteilichkeit und der Gerechtlichkeit mit dem festen Willen, unserm Vaterland zum Freiheit und Gleichberechtigung nach aussen, zur Einigung und zum Aufstieg im Innern zu verhelfen.

An alle deutschen Maenner und Frauen aber, an diejenigen, die mir ihre Stimme gaben, wie an die, welche mich nicht gewaehlt haben, richte ich die Mahnung:

Lasst nun den Hader ruhen und schliesst die Reihen! So wie schon einmal bei meinem Amtsantritt vor sieben Jahren, fordere ich auch heute unser ganzes deutsches Volk zur Mitarbeit auf. Die Zusammenfassung aller Kraefte ist notwendig, um der Wirrnisse und Noete unsrer Zeit Herr zu werden, Nur wenn wir zusammenstehen, sind wir stark genug, um unser Schicksal zu meistern.

Darum: In Einigkeit vorwaerts mit Gott!
Berlin, den 11. April 1932. gez. von Hindenburg.

佛文和譯 (法律、政治各科)

- ① L'idée d'un lien social existant naturellement entre les hommes et de leur responsabilité mutuelle dans les faits sociaux s'est dégagée peu à peu des discussions qui agitent les esprits depuis le milieu du XIX^e siècle. De là vient la nécessité de rechercher et de déterminer, à la fois suivant les données de la science expérimentale et en vue de satisfaire à l'idée de justice, les conditions de l'association à établir volontairement entre les hommes... Faire pénétrer cette notion nouvelle dans les esprits, faire en un mot l'éducation du sens social dans l'humanité, est la tâche qui s'impose désormais à ceux qui poursuivent pacifiquement les solutions du problème social.
- ② Les collectivité sociales, au cours de l'histoire, ont revêtu diverses formes dont les principales sont dans l'ordre chronologique: la horde, où les hommes vivent ensemble, sans demeure fixe, réunis les uns aux autres par les besoins de la défense et de la subsistance communes; la famille, groupe plus intégré, parce qu' à la solidarité née de la défense et de la subsistance communes s'ajoutent les liens du sang et la communauté de religion, la cité, groupement de familles ayant une origine, des traditions et des croyances communes; enfin la nation, forme par excellence des sociétés modernes civilisées, et dont la constitution est due à des facteurs très divers, communauté de droit, de gouvernement, de langue, de religion, de traditions, de luttes, de défaites et de victoires.

〔學 部〕

外國語 (英獨佛中一ヲ選擇)

英文和譯 (法律學科)

Law, in the sense of the jurist, being a moral force, can only act through persons, that is, beings capable of exercising rights and of being subject to duties. The law of the jurist differs from the law of the exponent of physical science in no way more conspicuously than this, that it is incapable of acting directly on inanimate objects. Nor can it act directly even on animate objects, unless they are human; because the brutes, though they can, to a certain extent, be taught to regulate their conduct according to the wishes of their masters, are incapable of appreciating the claim of society to control the conduct of its members. Consequently, it is only human beings who can be directly affected by the laws of the jurists; though inanimate objects and animals can be affected by such laws through the agency of human beings. Thus a law requiring a road to be kept in repair, and a law directing dogs to be muzzled, cannot be enforced directly on the road or the dogs; it can only be enforced through the agency of human beings.

〔註〕 to muzzle. (犬ナドニ) 箝口具ヲ附ケル

英文和譯 (政治學科)

- ① Political science begins and ends with the state. In a general way its fundamental problems include, first, an investigation of the nature of the state as the highest political agency for the realization of the common ends of society and the formulation of fundamental principles of state life; second, an inquiry into the nature, history, and forms of political institutions; and third, a deduction therefrom, so far as possible, of the laws of political growth, and development.
- ② Plato compared the republic to a great man and insisted that the best-ordered commonwealth was one whose structural organization resembled most nearly in principle that of the individual. As the whole body feels the pain and sympathizes with an injured member, so, he declared, the whole society is affected by injury to each individual of which it is composed.

英文和譯 (哲學專攻科)

- ① As in the case of the individual, so in that of the race, there are many ideas which are essentially true, which yet are capable of being grasped by the human intelligence only at a certain stage of its

intellectual progress. It is therefore conceivable that there may be in a religion ideas or doctrines which are essentially and absolutely true, whilst, yet, in the actual experience of the world, the knowledge of them may have come at a late period of history, and even then only to a limited section of the race.

- ② In the first place, it has often been maintained that religion is exclusively a matter of Feeling. Its seat is not in the understanding. We are religious, not in virtue of thinking accurately or willing rightly, but simply and essentially in virtue of a certain state of our feelings and affections toward God.
- ③ We never educate directly, but indirectly by means of the environment. Whether we permit chance environments to do the work, or whether we design environments for the purpose makes a great difference. An intelligent home differs from an unintelligent one chiefly in that the habits of life and intercourse which prevail are chosen, or at least colored, by the thought of their bearing upon the development of children. But schools remain, of course, the typical instance of environments framed with express reference to influencing the mental and moral disposition of their members.

英文和譯 (英文學專攻科)

- ① What do we mean when we speak of certain books as classics? Etymology will come to our assistance in finding an answer to this query. The population of Rome in ancient times was divided into different classes on the basis of property; such a one was rated as regards his income in the second class, another in the fourth class, a third in the fifth class, but he who was placed in the highest or the first division was spoken of as a classicus, or as one belonging to the class, without adding the number, just as in English we speak of men of rank, when we mean that they are men of the highest or first rank in the state. From the civic and political life of Rome this meaning was transferred to literature, and a classic or classical work has primarily come to stand for a work of the highest rank, which is looked upon as furnishing a model or a pattern in its own class to future writers.
- ② There is a season of the year of which the poetic nature delights to think, when the voices of the trees are hushed before their approaching desolation, and the water in the pools is yellow with the shadow of the faded leaves,—when the wind plays low and mournful music, and the storm demon is preparing to let loose his blasts upon the earth. Then there is a hush and silence over all nature,

滿洲大同學院通信

本文は本年暑期第一節法律學科を卒業し、滿洲大同學院に入學したる中村興君よりの通信である。

(前略) 去る四月二十五日大阪を

出發してより一路平安、就中玄海灘を通過する時學院學生一同二等食堂にて各々國家を論じ第三期生の萬歳を三唱し互に固く誓つた一瞬之に續いて大同學院寮歌の練習此の時こそ永久に記念すべき時でありました。途中大連、旅順、奉天を見物し思ひを日露滿洲事變に致せるとき實に感慨無量、旅順よりの歸途滿鐵車中天長節の萬歳を祝し、先輩より送られた正宗にて幹杯せる時之亦愉快な車中であり、斯くて途中至る所先輩(參事官)に歓迎せられ去る二日無事入舎しました。以來愉快な寮生活を送りつゝもうすつかりなれました。六時起床、朝の點呼、夕九時夕の點呼其の間支那語五時間、馬術、教練講義等で所謂準軍隊式然も學内に於ては全學生の自治に委されて居り、罰則等何もなく全く自由で面白いです。而

し外出日、飲酒日、座談會の日等も嚴格に定められてゐます。服装は制服滿洲色の背廣黒ワイシャツ、黒ネクタイと云ふ變つたもの帽子はヘルメット之で新京の町でも有名です。學内に於ては兵隊と同じ訓練服、訓練帽、兵隊靴革ゲートルと云ふ調子です。此處に集つて來た學生は全國ありとあらゆる地方より集まり日本人六十名、朝鮮、臺灣人約十名、滿洲人三十名、注目すべきは何れも腕きよ柔道、劍道四段五段はざらにあり三段四段と云ふのは末にて私は末席を汚してゐます。丁度來る二十七、八日に御前試合が行はれるので皆一生懸命練習してゐます。此の點に於て小生の如きは恥かしい次第です、然も皆頭腦明晰雄辯家も多く寄れば必ず國家を論じ何れも一癖ない者はありません。小生は最年少者です。學院のある寬城子は去る滿洲事變の激戦地、我が忠勇の士の戦死せる墓多く來月初旬秩父宮殿下行啓あらせられる由其の際學院へも多分御成りになるだらうと承つて居ります。(以下畧)

編輯餘錄

▼本號には西村信雄教授の「身元保證法に就て」の續稿をいただきました。二月號以來好評を得たこの長論攻も次號を以て完結いたします。

▼いよいよ本學より發刊する運びとなつた「研究論集」も、準備委員會に於いて着々具體的方法を進め、來る九月にはその第一輯が讀者にまみゆることになつて居ります。これに伴ひ豫告してゐました如く、本誌論說欄を縮減しましたので本號は全體として頁數の半減を見るに到りました。

▼論說欄の縮減と共に、本誌本來の使命に鑑み、校友欄、學生欄の充實を圖るべく、これが記事蒐集については更に一段の努力を加へたいと思ひますから、この點につき校友並に學生諸君の協力的御高援を請ふ次第であります。▼降りもせず、晴れもやらぬ梅雨空のひとしほ人の心を暗くするとき、讀者各位の御健闘を偏に祈ります。

投稿規定

本誌校友欄並に學生欄記事の投稿は締切期日(毎月二十八日)までに到着するやう、そして内容はなるべく八百字以内(御纏めを願ひます)

なほ用紙は二百字詰若くは四百字詰原稿用紙に限りま

不許複製

大正十一年六月十五日創刊
昭和九年六月十三日印刷
昭和九年六月十五日發行

編輯兼 遠藤 銀

印刷者 谷口 春雄

印刷所 谷口印刷所

發行所 關西大學學報局

大阪中東淀川區長柄中道

天六學舎 關西大學

電話 堀川 二五〇三

千上山學舎 關西大學

大阪市外千里山 電話 吹田 二二三

校友會員名簿について

校友會員名簿は基金拂込者に限り配付することになつて居ります
未だ御申込なき方は左欄申込書により基金御拂込願ひます。

昭和九年六月

關西大學學報局

申込書

一金參圓也 校友會名簿基金

右金額相添へ申込候也

No.

昭和 年 月 日

氏名

關西大學學報局御中

明治
昭和

年 學部
專門部

科卒業

一、勤務先

一、現住所

本學學報は維持費年額壹圓にて頒布致して居ります。校友各位に
於いて購讀希望の方竝に維持費切れの方は左欄申込書により維持
費御拂込を願ひます。

關西大學學報局

學報申込書

一金圓也 但學報維持費 〆年分(自昭和 年 月 至昭和 年 月)

右金額相添へ申込候也

No.

昭和 年 月 日

氏名

關西大學學報局御中

明治
昭和

年 學部
專門部

科卒業

一、勤務先

一、現住所

拂込方法 振替貯金、郵便爲替

(不用の文字を抹消して下さい)

大阪商科大学經濟研究所發行

大阪商業史料集成

第一輯 大阪商業習慣錄
鉛筆餘睡
菊判 四〇〇頁
特製 定價三圓
送料 十四錢

徳川時代の大阪が「天下の臺所」と稱せられ、近世我國の經濟上中樞的地位を占めてゐた事は、人々の常に口にすることである。然しその天下の臺所たりし所以に關しては、人必ずしも充分の理解を有するものと云ふことは出来ぬ。而も其の所以を知らんとする努力は、近時澎湃として世に興つたが、本書收むる處の兩書は正に此の要求に應ずるもの、行文頗る流暢にして、繁に流れず、簡に失せず、而もよく之に依つて徳川時代に於る經濟上の大阪を明らかにする事が出来る。一讀興味津津として湧き、巻を措くこと全く不可能である。加ふるに門外不出の書を收め、校訂嚴密にして學術研究上亦極めて貴重なる資料である。大阪に興味を持ち、大阪の商業史に關心を有し、日本經濟史の研究に従事する學徒實際家に對しては勿論、凡ゆる人々に推擧さるべき絶好の近世大阪商業誌である。

株式會社 大阪屋商店調查部編纂
◇ 内本進呈

昭和九年 株式年鑑

▲發行部數 壹萬部限（再版せず）
▲紙數壹千參百餘頁 ▲實價 金五圓
▲裝幀 菊判總クロス上製函入（附録四六判二つ切「相場高低表」） ▲送料 地方參拾參錢、市内拾貳錢

本年鑑は逐年内容の改善に努め、放資家諸賢の御愛顧に酬いて参りましたが、幾多の特色を有し、類書中最良の書として定評を頂いて居ります。銀行、會社は勿論荷も實業に關心を持たるゝ人士の座右には、是非一冊を御備へ置かれねばならない至寶で、殊に株式市場繁忙の本年は、投資家には必須の書と存じます。此の際奮つて御申込を御願致します。

辭書精的密なる年鑑 財界の羅針盤

本書内容
株式相場、取引所、セメント、煉瓦、肥料、化學工業、製糖、麥酒、製氷、製菓、製粉、水産、製紙、工作、電球、木材、皮革、護謨、鑛業、製煉、電燈、電力、瓦斯、鐵道、自動車、航空、船舶、造船、船渠、運輸、紡績、毛織、人絹、製麻、生糸、土地建物、百貨店、キネマ、雜事業、銀行、信託、保險、公、社債明細表、配當利子支拂場所、貿易、金融、財政、一般統計（各事業に關する諸統計は夫々其項の末尾に掲載す）

大阪電話
區北
梅一六七
田九五五
新七三二
道番番番

株式會社 大 同 書 院

東京電話
京東
駿神
河田
臺一八二
中央三二二
大學八二二
前番番

關西大學講師 龍野健次郎譯

倫理學史要

マックス・ヴェーバー

菊判二〇〇餘頁 定價 一圓八十錢 送料十四錢

複雑難解なる西洋哲學思想史を倫理的側面から極めて簡明平易に、而かも嚴密にその發展の跡を展開せしめたのが本書である。著者はまたこの書に於てこの思想を展開せしめると同時に常に公平なる立場からこれを批判することを忘れない。されば本書は初學者にとつては倫理學へのよき入門書であり、またこの學に造詣深き人々にとつても興味深きものであることは言を俟たない。譯文また極めて明解である。敢て本書を薦むる次第である。

最新刊

關西大學助教授 森川太郎著	金融經濟總論	定價 三圓六十錢 送料 二十四錢
關西大學助教授 森川太郎著	金融機構と物價平準	定價 一圓七十錢 送料 十四錢
關西大學助教授 武田鼎一著	經濟價值研究	定價 一圓三十錢 送料 十六錢
關西大學助教授 正井敬次著	國際經濟論	定價 三圓五十錢 送料 二十二錢
關西大學助教授 河村信一著	商品學要說	定價 二圓八十錢 送料 二十錢

滬華高商教授 豐田與市郎著

經濟地理學提要

菊判二七〇頁 定價 貳圓 送料十八錢

現時の世界經濟は依存經濟であり多くの國民經濟が互に關聯し交互作用をなす處に世界經濟の本質がある。經濟地理學は地理的要因對經濟人の交互作用を究め、その作用から生ずる各國民經濟間の依存現象を比較論究するものにして、世界經濟、國民經濟の正しき把握には地理的觀察を重要視する必要がある。本書は豐田教授が滬華高商に於ける講義案を骨子として理論と實際を平易に實證的に解明したるものなれば一讀容易に世界經濟の動向を掴みうる恰好の書として讀書子に薦む。

最新刊

關西大學助教授 河村信一著	高等數學要義	定價 十二圓 送料 十六錢
關西大學助教授 岩崎卯一著	社會學に於ける理論構成の限界	定價 三圓 送料 十四錢
田中秀吉著	稅の過現未	定價 二圓三十錢 送料 十二錢
前大阪外語講師 韓穆精阿著	蒙和辭典	特價 三圓五十錢 送料 二十四錢
大阪外語講師 福隆阿著	蒙古語教科書	定價 各一圓五十錢 送料 各十四錢

發行所

大阪市東區市島町三ノ三
大阪市東區島島寺町三ノ三
長崎區吉住町三ノ三
川崎區島島寺町三ノ三
柄本町三ノ三
關西大學前
前大商町三ノ三

甲文堂書店

大阪六二五〇番
東京三七八二番
替振